

## 第2号議案

### 知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成25年2月定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成25年2月15日

大阪府教育委員会

### ○予算案

- 1 平成25年度大阪府一般会計予算の件 (教育委員会関係分)
- 2 平成24年度大阪府一般会計補正予算の件 (教育委員会関係分)

### ○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件 (大阪府立泉北・泉南地域支援学校 (仮称) 及び大阪府立泉北・泉南地域高等支援学校 (仮称) 施設整備工事 (第2工区))
- 2 工事請負契約締結の件 (重要文化財 (建造物) 大阪府立中之島図書館本館ほか2棟耐震補強工事)
- 3 大阪府教育振興基本計画を定める件

### ○条例案

- 1 大阪府立学校条例一部改正の件
- 2 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 3 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 4 大阪府文化財保護条例一部改正の件
- 5 職員の退職手当に関する条例等一部改正の件
- 6 職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件
- 7 大阪府附属機関条例一部改正の件

〔根拠規定〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に  
関すること。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	工事請負契約締結の件（大阪府立泉北・泉南地域支援学校（仮称）及び大阪府立泉北・泉南地域高等支援学校（仮称）施設整備工事（第2工区）） 施設整備工事（第2工区）	大阪府立泉北・泉南地域支援学校（仮称）及び大阪府立泉北・泉南地域高等支援学校（仮称）施設整備工事（第2工区）請負契約 契約金額 6億9,615万円 請負者 共同建設株式会社
2	工事請負契約締結の件（重要文化財（建造物）大阪府立中之島図書館本館ほか2棟耐震補強工事）	重要文化財（建造物）大阪府立中之島図書館本館ほか2棟耐震補強工事請負契約 契約金額 8億3,475万円 請負者 株式会社藤木工務店
3	大阪府教育振興基本計画を定める件	大阪府教育行政基本条例（平成24年大阪府条例第88号）第3条に規定する大阪府教育振興基本計画を定めることについて、同条例第4条第2項の規定により議決を求めるもの。

○条例案

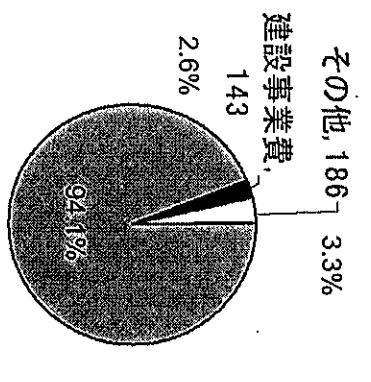
番号	件名	概要
1	大阪府立学校条例一部改正の件	概要・ 1 府立学校の教職員の定数について、児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減等に伴い、所要の改正を行うもの。 ・高等学校 10,152人 → 9,889人 ・特別支援学校 3,595人 → 3,750人 2 府立大和川高等学校の閉校に伴い、所要の改正を行うもの。 【施行期日】平成25年4月1日
2	府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法で設定された子ども手当の請求に関する経過措置期間が終了したことに伴い、関係規定を削除するもの。 【施行期日】公布の日
3	府費負担教職員定数条例一部改正の件	市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減及び国の定数改善に伴い、府費負担教職員の定数を改正するもの。 ・小学校 27,153人 → 27,128人 ・中学校 15,897人 → 16,129人 ・高等学校 27人 → 25人 ・特別支援学校 1,420人 → 1,437人 【施行期日】平成25年4月1日
4	大阪府文化財保護条例一部改正の件	市町村の自主性及び自立性を尊重する観点から本条例の市町村の責務に関する規定を削除するなど、所要の改正を行うもの。 【施行期日】公布の日

番号	件名	概要
5	職員の退職手当に関する条例等一部改正の件	<p>1 職員の退職手当について、勤続 20 年以上 35 年以下の自己都合退職以外の退職事由で退職した職員の退職手当の基本額に対して行っている調整について対象職員を全職員とし、調整率を 100 分の 104 から 100 分の 87 へ改正するもの。</p> <p>ただし、平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで 100 分の 92 と、平成 25 年 10 月 1 日より 100 分の 87 とする経過措置を置くもの。</p> <p>2 本府においては現在、退職手当に 100 分の 95 を乗じて得た額で支給しているが、これを廃止（100 分の 100 で支給）するもの。</p> <p>3 その他、調整率の改正等に伴う規定整備</p> <p>[施行期日] 平成 25 年 4 月 1 日</p>
6	職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	<p>1 給料表の適用の対象に副校長を追加するもの。</p> <p>2 災害派遣手当の就替規定の設置</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、インフルエンザ等の緊急事態措置のため派遣された職員については災害対策基本法で規定する災害派遣手当を支給することが出来ることから、これに伴う規定整備を行うもの。</p> <p>3 その他、副校長設置に伴う規定整備等</p> <p>[施行期日] 平成 25 年 4 月 1 日等</p>
7	大阪府附属機関条例一部改正の件	<p>現在、知事の附属機関として位置付けられている「大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」について、知事及び教育委員会の附属機関とするため、所要の改正を行うもの。</p> <p>[施行期日] 平成 25 年 4 月 1 日等</p>

# 平成25年度 大阪府教育委員会当初予算(案)の概要

※区分欄 「知」……知事重点事業、「新」……新規事業、「継」……継続事業 (千円)

《H25年度:当初予算5,547億円》



H24年度当初予算		H25年度当初予算	
当初予算	5,716億円 (4,473)	当初予算	5,547億円 (4,341)
うち事業費	359億円 (206)	うち事業費	329億円 (197)

**事業費予算の主な増減**  
 H24当初→H25当初 30億円減  
 約60億円

**《主な減額理由》**

- 支援学校の整備
- 工事の一部完了による減(▲44.1億円)
- 学力向上プロジェクト支援事業費
- 事業終了(▲3.2億円)
- がんばった学校支援事業費
- 事業再構築(▲3.0億円)
- 実業教育充実事業費
- 設備整備の減(▲2.1億円)
- 支援学級指導体制充実事業費
- 学級設置(定数措置)対応(▲1.5億円)
- 大阪府学力・学習状況調査事業費
- 国県調査実施(▲1.2億円)
- 全庁シリーング方針による削減(▲4.7億円)

など

**《主な増額理由》**

約30億円

- 中学校給食導入促進事業費
- 補助対象事業の増(24.3億円)
- 府立学校教育ICT化推進事業費
- 機器調達による増(2.3億円)
- その他の新規事業(4.0億円)

など

教育振興基本計画(案)項目	主な事業	区分	事業概要	H24	H25	主な増減理由
1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します	・スクール・エンバナー推進事業費	知・新	84中学校に対する「学校活性化計画」に基づいた取組みへの支援	0	45,833	新規事業
	・習熟度別指導推進事業費	継	国・英・数・英について各校の実態に応じた指導形態で指導。理科を対象教科に追加	2,042,930	定数活用	—
	・授業改善推進事業費	継	教育センターの授業力向上指導員が巡回指導する。	35,694	11,438	指導員の減
	・使える英語プロジェクト事業費(小中)	知・継	50中学校区における実践研究と育成プログラムの普及	91,964	93,298	育成プログラムの作成
	・さらなる特色づくり推進費	知・継	進捗指導特色校への支援	122,500	97,999	事業再構築
	・使える英語プロジェクト事業費(高校)	知・継	府立24校での指導法の研究、生徒の海外研修支援、府立・私立高校でのTOEFL iBTチャレンジ支援等	119,460	123,707	事業再構築
	・実業教育充実事業費	知・継	工科高校等における実習設備等の充実	405,419	194,461	設備整備件数の減
	・障がいのある生徒の高校生活支援事業費	知・継	専門的な知識をもった臨床心理士や看護師等の配置等	118,923	117,303	財源調整
	・広報紙強化推進事業費	継	進学フェアの開催等	12,436	10,375	経費の節減
	・高等学校支援教育力充実事業費	知・継	自立支援推進校等のノウハウの府立高校への共有	7,398	7,112	—
2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます	・長期入院生徒学習支援事業費	知・継	病気等により長期入院している生徒への学習支援	14,914	6,346	所要額の精査
	・高校入試情報提供事業費	知・新	中学生・保護者を対象とした府立高校情報検索システムの構築等	0	5,000	新規事業
	・中学校進路指導推進緊急支援事業費	知・新	中学校における評価活動への支援	0	12,724	新規事業
	・府立知的障がい支援学校新校整備事業費	継	府内4地域における新校整備	4,622,572	1,603,308	新校完成による減
	・府立支援学校教育環境整備事業費	継	知的障がい支援学校の分校の運営等	27,730	27,951	—
	・知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費	知・新	高等学校に自立支援コース、共生推進教室を設置	0	2,079	新規事業
	・通常の学級における発達障がい等支援事業費	知・新	実践研究校(21校)における授業文リ・学級集団づくりに関する実践研究及び成果の普及	0	1,620	新規事業
	・高等学校における発達障がい等支援事業費	知・継	推進校(府立・私立高校)における専門学校や企業、外部人材と連携したキャリア教育への支援	138,000	110,400	事業再構築
	・豊かな人間性をはぐむ取組み推進事業費	知・継	実践研究中学校区における公開講座等の実施と子ども自身の感情を高める取組みの推進	0	45,378	新規事業
	・いじめ対策緊急総合推進事業費	知・新	いじめ対策支援アドバイザーの派遣等いじめ解決のための指導支援	0	3,601	新規事業
3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します	・運動部活動等指導充実事業費	知・新	部活動等の指導における指導内容や指導方法を充実	0	3,000	新規事業
	・スクールカウンセラー配置事業費	継	全中学校(政令市を除く)に配置	350,664	348,870	配置校数の減
	・スクールソーシャルワーカー配置事業費	継	学校と福祉をつなぐ専門家として、市町村(政令市・中核市を除く)に派遣	27,281	27,008	—
	・スポーツ指導・体力向上支援推進事業費	継	スポーツ大会の開催(ボッチボール、なわとび、駅伝)等	6,952	5,201	経費の節減
	・中学校給食導入促進事業費補助金	継	中学校給食を新規に実施する市町村に対する支援	1,108,000	3,538,041	補助対象の増
	・授業評価・授業改善推進事業費	知・新	生徒による授業アンケートを実施するための集計作業の委託、機器整備等	0	10,307	新規事業
	・教職員の資力向上方策推進事業費	継	「指導が不適切である」教諭等への具体的な対応の実施 など	5,209	3,984	経費の節減
	・学校経営推進事業費	知・新	校長のマネジメント強化に必要な経費の充実 等	233,500	360,000	一部新規・既存拡充
	・校長マネジメント推進事業費	新	職務と権限に見合う処遇とするため管理職手当の引き上げを行う。	0	508,279	増額改定
	・管理職の処遇改善	継	ICTネットワークの統合による校務の効率化	67,474	294,596	機器調達の増
4 子どもたちの豊かでありたい人間性をはぐみまします	・府立学校老朽化対策費	新	府立学校の老朽化対策のための整備計画の策定に必要な老朽度調査を実施	0	25,832	新規事業
	・府立学校耐震・大規模改修工事	継	府立学校の耐震補強工事・大規模改修工事	6,812,624	5,995,126	対象棟数の減
	・耐震スポーツセンター副都等改修工事費	新	耐震化と当面必要となる各種改修工事等の実施	0	34,733	新規事業
	・学校安全対策事業	新	府立学校のAEDの更新、交通安全アドバイザーの派遣	0	12,049	新規事業
	・教育コミュニケーション推進事業	継	学校・家庭・地域の連携協力による取組み(学校支援地域本部、おおさか元気広場、家庭教育支援)	106,754	78,213	経費の節減

## 教育委員会 平成25年度当初予算案の概要

担当: 教育総務企画課  
 担当者: 総務グループ  
           総括補佐 水田 克史  
           総括主査 山崎 幸雄  
 内 線: 3415  
 直 通: 06-6944-6049

一般会計	平成25年度当初予算額	5,546億9,216万3千円
	平成24年度当初予算額	5,716億1,310万2千円
	平成24年度最終予算額	5,580億7,861万4千円
	前年比 25当初/24当初	97.0%

### 【一般会計】

上段 平成25当初  
 中段 平成24当初  
 下段 平成24最終

事業名	事業費	事業内容の説明
<p>           &lt;【基本方針1】市町村とともに小・中学校の教育力を充実します&gt;             スクールのポイント            推進事業費            &lt;&lt;新規知事重点事業&gt;&gt;            (一部大阪教育ゆめ基金活用)         </p>	<p>4,583万3千円 0 0</p>	<p>府内84中学校を事業実施校に指定し、学力向上に向けた具体的な取り組み等盛り込んだ「学校活性化計画」に基づいた取り組みへの支援を行う。</p> <p>○スクール・エンバロメント支援チームの派遣            ○スクール・エンバロメント支援員の派遣            ○フォーラムの実施</p> <p style="text-align: center;">【2-20ページ主要事業1 参照】</p>
<p>           習熟度推進事業費            指導部再掲            (一部大阪教育ゆめ基金活用)         </p>	<p>(教職員定数で計上)</p> <p>1,143万8千円 3,569万4千円 3,569万4千円</p>	<p>府内小・中学校の児童生徒の学力向上を図るため、学校の状況にあわせて、習熟度別指導を行う。</p> <p>○小学校(3年生以上) - 国語・算数・理科            ○中学校 - 国語・数学・英語・理科</p> <p>府教育センターを拠点に市町村とも連携しながら、公立小中学校等を訪問し、教職経験年数の少ない教員の授業力育成や授業改善をめざした校内研究の支援を行うとともに、管理職のリーダーシップのもと、計画的・組織的な授業改善に取り組む体制づくりを支援する。</p>

事業名	事業費	事業内容の説明
使える英語プロジェクト費 ※ 知事重点事業費 ※ (大阪教育ゆめ基金活用)	9,329万8千円 9,196万4千円 9,025万1千円	50中学校区を実践研究校に指定し、自分の考えや意見を英語で正確に伝えられる生徒を育成するとともに、その成果をまとめた「英語を使うなにわっ子」育成プログラムを、府内に普及する。
<【基本方針2】公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます> 広報強化推進事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	1,037万5千円 1,243千6千円 1,243千6千円	進学フェアを開催し、中学3年生やその保護者に各校の魅力を紹介するのと同時に、26年度の入学選抜制度について説明を行う。
高校入試情報提供事業費 ※新規知事重点事業費	500万円 0 0	26年度に府立高等学校の通学区域が府内全域となることに伴い、府内全域の学校情報を効率的に提供し、中学生や保護者が求める条件に合致した学校を瞬時にパソコン上で検索できるシステムを構築する。 【2-21ページ主要事業2 参照】
使える英語プロジェクト費 ※知事重点事業費	1億2,370万7千円 1億1,946万円 9,126万7千円	English Frontier High Schoolsに指定された府立高等学校24校が、英語コミュニケーション能力のさらなる向上をめざして、指導法の研究、特設レッスンの開設、教材作成を行う。また、TOEFL iBTの受験取組を行う学校に、オンライン練習用テキスト経費を支援する。
外国人による英語学習費 指導	4億9,583万6千円 5億455万7千円 4億5,339万1千円	外国語教育を充実し、英語等によるコミュニケーション能力や国際感覚豊かな高等学校生を育成するため、府立高等学校への英語指導等を行う外国青年等の配置及び語学学校等に勤務する外国人指導員の派遣を行う。 ○外国語指導助手の招致 (ALTT) 19名 (8月以降0名) ○外国人英語指導員の配置 (NETT) 59名 (8月以降78名) ○外国人英語講師の派遣 (T-NETT) 72校 (8月以降72校)
さらなる特色づくり費 ※知事重点事業費	9,799万9千円 1億2,250万円 1億1,195万2千円	グローバルリーダーズハイスクール(進学指導特色校)において、学力診断共通テストや合同発表会等を行う。また、各校が実施する特色ある取組みを支援するとともに、外部有識者による評価を行う。

事業名	事業費	事業内容の説明
社会人等活用推進費 ※知事重点事業(一部大阪教育ゆめ基金活用)	1億3,855万1千円 1億4,066万5千円 1億4,066万5千円	地域や社会で活躍する優れた技能や専門的な知識を有する人を「学校支援人材バンク」に登録し、指導者として学校教育に広く活用する。 ○学校支援社会人等指導者の活用(高等学校、支援学校) ○特別非常勤講師の活用(高等学校)
実業教育充実事業費 ※知事重点事業	1億9,446万1千円 4億5,41万9千円 3億7,624万2千円	将来の大阪の産業を担う技術者として工科高校等の生徒を育成するために、老朽化により精度が低下した設備や安全性の確保が困難な設備の更新を行う。二一又や、先端的技术に対応するために時代に即した設備の整備を図り、専門教育の充実を図る。
障がいのある生徒の生活支援事業費 ※知事重点事業	1億1,730万3千円 1億1,892万3千円 1億1,892万3千円	障がいのある生徒の個々の状況に即した学校生活や学習の支援を行うため、専門的な知識を持つ人材等を配置する。 ○エキスパート支援員(臨床心理士等)の配置 ○学習支援員・介助員の配置
高等学校支援教育力費 ※知事重点事業	711万2千円 739万8千円 739万8千円	自立支援推進校等の中から4校を支援教育サポート校に指定の上、「支援室」を設置し、障がいのある生徒の教科指導等のノウハウを当該地域の府立高等学校と共有、活用を図る。
長期入院生業費 ※知事重点事業	634万6千円 1,491万4千円 334万6千円	病気・ケガなどによる入院のために長期間登校できないが、就学の意思を強く持ち学習意欲がある生徒の学習を支援する。
中学校進路指導推進費 ※知事重点事業	1,272万4千円	公立高等学校入学者選抜における調査書の「目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)」導入に対応するための中学校における評価活動の支援と、通学区域の府内全域化等に対応するため各地区的進路指導の核となる中学校への支援を柱とし、生徒一人ひとりの希望する進路の実現に向けた各中学校における取組みを支援する。 【2-21ページ主要事業2 参照】



事業名	事業費	事業内容の説明
<p>&lt;【基本方針3】障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します&gt;</p> <p>府立知的障がい支援学校 新校整備費・府立支援学 校教育環境整備事業費</p>	<p>16億330万8千円 46億2,257万2千円 36億9,035万2千円</p>	<p>府立知的障がい支援学校の児童生徒数の増加への対応や生徒の社会的自立の支援のため、新校を整備する。 また、既存支援学校における児童生徒数の増加に対応するため教室改修等を行う。</p> <p>○泉北・泉南地域 工事（26年4月新校開校予定） ○北河内地域 工事（27年4月新校開校予定） ○中河内・南河内地域 実施設計及び工事 （27年4月新校開校予定） 【2-22ページ主要事業3 参照】</p>
<p>府立視覚支援学校 整備事業費</p>	<p>4億6,864万円 19億654万8千円 13億2,839万6千円</p>	<p>府立視覚支援学校の工事を引き続き実施する。 ○工事期間 23年度～26年度</p>
<p>府立支援学校 通学バス運行事業費</p>	<p>18億2,099万8千円 17億8,314万3千円 16億7,092万円</p>	<p>児童生徒の通学手段の確保のため通学バスを運行する。 ○通学バス195台</p>
<p>市町村医療的ケア 体制整備推進事業費</p>	<p>8,466万円 8,134万円 8,134万円</p>	<p>小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するため、看護師を配置する市町村に対し、その経費の一部を助成する。</p>
<p>知的障がいのある生徒の 教育環境整備事業費</p>	<p>2,795万1千円 2,773万円 2,773万円</p>	<p>知的障がいのある生徒の後期中等教育を充実するため、府立高等学校に設置した自立支援推進校及び共生推進校において、「ト」もに学び、ともに育つ」教育を推進する。 また、26年4月の共生推進校1校増設に向けて、25年度中に教室整備を行う。</p> <p>○自立支援推進校 9校 （国芸、柴島、阿武野、西成、松原、枚方なぎさ、八尾翠翔、堺東、貝塚） ○共生推進校 5校 （枚岡樟風、千里青雲、芦間、久米田、北摂つばさ） ※学習サポーター、非常勤講師も活用。</p>

事業名	事業費	事業内容の説明
支援教育地域支援整備事業費	6,212万6千円 6,418万円 6,418万円	府立支援学校のリーディングスタツフ(府立支援学校教員)が十分に活動できるよう非常勤講師の配置等を行う。 ○リーディングスタツフ 地域の小中学校等へ巡回相談を実施
特別支援教育指導費	2,212万6千円 1,682万5千円 1,512万5千円	府立支援学校における教育内容、教育環境の充実を図る。 ○医療的ケアの必要な児童・生徒のための宿泊学校行事への看護師の随伴<宿泊学校行事看護師付添費> ○各市町村就学指導委員会、府立支援学校入学対象者に対する就学指導<特別支援学校就学指導充実費> ○支援学校内で行われている医療的ケアを継続して実施するための法定研修 ○府内小学校・中学校におけるインクルーシブ教育システムに関する研究(3市を予定)
府立支援学校福祉・医療関係事業費	522万3千円 522万3千円 522万3千円	府立支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的な知識のある人材を特別非常勤講師として配置する。
通常の学級における発達障がい等支援事業費	207万9千円 0 0	発達障がい等のある園児児童生徒が在籍する幼稚園や小中学校の通常の学級において、すべての子どもにとってわかりやすい授業づくりや、認め合える学級集団づくりなどについての実践研究を行うとともに、その成果を府内で共有し、普及に努める。 【2-23ページ主要事業4 参照】
《新規 知事重点事業》 発達障がい等がある高等学校における支援事業費	162万円 0 0	発達障がい等がある生徒が卒業後の自立した社会生活に必要な力を育成するために適切な支援の普及を図る。 ○府立高等学校4校をモデル校に指定し、個々の特性を把握する手法の研究 ○フォーラム等を通じた成果の共有・普及 【2-23ページ主要事業4 参照】
《新規 知事重点事業》 実践的キャリア教育・職業教育支援事業費	1億1,040万円 1億3,800万円 1億3,800万円	府立・私立の高等学校72校を「実践的キャリア教育・職業教育」推進校に指定し、校長のマネジメントにより、各高等学校が生徒のニーズに応じたインシツフなどのキャリア教育プログラムを実施できるよう支援する。 【基本方針4】 子どもの豊かなたくましい人間性をばぐみます

事業名	事業費	事業内容の説明
いじめ対策支援事業費 ≪新規 知事重点事業≫	192万9千円 0 0	いじめの実態把握から重篤な事案の対応までの一貫した取り組みにより、いじめ問題の根本解決を図る。 【2-24ページ主要事業 5 参照】
被害者救済シニアプログラム ≪新規 知事重点事業≫	167万2千円 0 0	民間相談窓口を開設し、電話による相談及び面接相談を実施するとともに、児童生徒及び保護者の意向に即した支援を行う。 【2-24ページ主要事業 5 参照】
運動部活動事業費 ≪新規 知事重点事業≫ (大阪教育ゆめ基金活用)	300万円 0 0	部活動等の指導において、体罰を含む不適切な指導を防止し、その指導内容や指導方法を充実していく。 ○運動部活動の指導者研修 部活動指導者を対象に大学教授や有名指導者等を招聘し、適切な部活動指導のあり方について研修を実施する。 ○府立高校体育科の教員指導支援 専門教科「体育Ⅰ及びハイレベル」の技術指導を行う体育科教員に対して、選手実績があり、かつ指導実績のある又ポーン分野の外部人材が、指導内容・方法等について専門的・先進的な視点での指導助言や評価を行う。
豊かな人間性をはぐくむ 取り組み推進事業費 ≪ 新 規 ≫	4,537万8千円 0 0	学校・家庭・地域が一体となって、道徳教育に取り組む。 ○実践研究校区(1000中学校区)による取り組み ○「ところの再生」府民運動の趣旨を盛り込んだ道徳教育の資料の作成・配布(府内全公立小中学校) ○道徳教育に係る研修会等の実施
帰国・渡日児童生徒学校 生活サポート推進事業費	168万4千円 177万2千円 177万2千円	日本語指導を必要とする帰国・渡日児童生徒やその保護者等を対象に市町村との連携のもと、進路ガイダンス等を実施するとともに、ホームページを活用して10言語による学校での生活や進路情報を提供する。
日本学校支援事業費	969万3千円 966万6千円 873万3千円	日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポート等を派遣する。

事業名	事業費	事業内容の説明
スクールカウンセラー配置事業費	3億4,887万円 3億5,066万4千円 3億1,207万円	いじめや不登校などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケアとモチベーションの回復や保護者等の悩みの相談等に効果的な役割を果たすスクールカウンセラー（臨床心理士）等を中学校に配置する。
スクールソーシャルワーカー配置事業費	2,700万8千円 2,728万1千円 2,275万2千円	学校と福祉をつなぐ専門家として、スクールソーシャルワーカーなどを府内市町村に派遣し、子どもの生活環境に働きかけることにより問題行動等の未然防止、早期対応・解決を図る。
児童生徒支援費 総合対策事業費	3,835万2千円 3,911万4千円 3,809万4千円	生徒指導上の課題を総合的に捉えた支援対策として、24時間電話相談の実施、いじめ・暴力行為等問題行動への対応や不登校児童生徒に対する支援、命に関わる重篤な事象や学校だけでは困難な事象に対する支援に取り組む。
愛さつOSAKA 展開事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)	500万円 500万円 500万円	小中学校等において、愛さつOSAKAのロゴマークやのぼり等を活用したあいさつ運動を展開する。ポラソンテアや地域活動等また、府立学校の児童・生徒が行うアや地域活動等に必要物品等を支援するとともに、顕著な取り組みを表彰する。
府立博物館管理運営費	2億7,165万3千円 2億8,173万6千円 2億8,173万6千円	府立の博物館の管理運営を行う。 ○弥生文化博物館運営費 ○近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘管理運営費
文化財調査事務所運営費	2億8,312万6千円 2億4,104万1千円 2億4,534万円	○文化財調査事務所等の維持管理 ○和泉池上収蔵庫(仮称)の建設
指定文化財等保存事業費	3,034万7千円 3,091万円 3,091万円	国及び府指定文化財の保存修理等に対する助成等を行う。 ○有形文化財保存修理費等補助金 ○文楽協会補助金

事業名	事業費	事業内容の説明
<p>&lt;【基本方針5】子どもたちの健やかな体をはぐみます&gt;</p>	<p>体力向上サポート事業費 400万1千円 575万2千円 575万2千円</p>	<p>小学校の体育授業に体育系大学生などの外部人材を派遣し、児童に効果的な体の動かし方を身に付けさせるとともに、運動の楽しさを感じることができるよう指導する。</p>
<p>子ども元気アッププロジェクト事業費 (大阪教育ゆめ基金活用)</p>	<p>120万円 120万円 120万円</p>	<p>大阪の子どもたち(小学生)の心身の健やかな成長や体力の向上を図るため、“熱中・協力・感動”をテーマにスポーツ大会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ドッジボール大会(25年11月予定)</li> <li>○ジャンプアップ大会(25年12月予定)</li> <li>○駅伝大会(26年2月予定)</li> </ul>
<p>競技力向上対策事業費</p>	<p>2,239万9千円 2,357万7千円 2,357万7千円</p>	<p>長期的・継続的な競技力の定着化を図り、本府スポーツのより一層の普及・振興を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○団体選手の強化事業助成等(40競技)</li> <li>○一般競技の強化助成費(18競技)</li> </ul>
<p>中学校給食導入促進事業費 補助金</p>	<p>35億3,804万1千円 11億800万円 5億6,285万9千円</p>	<p>学力や体力をはじめ中学生の成長の源となる「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、市町村(政令市除く)に対する財政的支援を行い、中学校給食の導入を促進する。</p>
<p>学校給食実施費</p>	<p>2億8,671万1千円 2億7,857万5千円 2億5,501万7千円</p>	<p>○債務負担行為 【期間】23年度～27年度 【限度額】246億円</p> <p>府立支援学校及び夜間定時制高等学校に学ぶ児童・生徒の心身の健全な発達に資するため、安全・安心な学校給食を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○府立支援学校給食調理業務委託 箕面・八尾・和泉・吹田・富田林・茨木・佐野・佐野砂川校 摂津・交野の各支援学校 堺・だいせん高等の各聴覚支援学校(12校)</li> <li>○給食センター委託事業 八尾東校・交野四條畷校の支援学校(2校)</li> <li>○デリバリー給食実施 夜間定時制高等学校15校</li> <li>○学校給食における安全性の確保 ・府立学校給食用老朽備品の更新 ・給食用食材の定期検査 ・栄養教諭・栄養職員研修の実施等</li> </ul>

事業名	事業費	事業内容の説明
<p>&lt;【基本方針6】教員のカとやる気を高めます&gt;</p> <p>教職員研修の充実</p>	<p>1億7,249万円  1億8,547万3千円  1億8,547万3千円</p>	<p>教職員研修  &lt;府教育センターで実施する研修&gt;  総合研修 20講座  課題別研修 80講座  合計 100講座  &lt;各課で実施する研修&gt;  ・初任者研修  ・キャリアアップ支援研修</p>
<p>教職員採用選考費</p>	<p>1,697万5千円  1,819万1千円  1,819万1千円</p>	<p>教育者としての資質、意欲にあふれた人材を確保するため、教員採用選考の一層の工夫・改善に努める。</p> <p>○説明会・広報活動の充実等  ○学生及び合格者を対象とした事業の実施  ・大阪教志セミナーの実施  ・合格者対象セミナーの実施</p>
<p>教職員の資質向上方策推進事業費</p>	<p>398万4千円  520万9千円  520万9千円</p>	<p>改正教育公務員特例法に基づき、「指導が不適切である」教諭等への認定及び指導改善研修など具体的な対応を実施する。層の地公法、地教法に基づき、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化をめざして、教職員の評価・育成システムを実施する。</p>
<p>授業評価・授業改善推進事業費  &lt;&lt;新規知事重点事業&gt;&gt;</p>	<p>1,030万7千円  0  0</p>	<p>府立高等学校において、生徒による授業アンケートを実施できるように、既存システムの改修による「授業アンケート分析システム」の開発、データ処理、システムの運用等を行う。</p> <p>【2-25ページ主要事業6 参照】</p>

事業名	事業費	事業内容の説明																																	
<p>〔教職員定数〕 （一部再掲）</p>	<p>4,476億4,179万円 4,564億805万1千円 4,472億4,187万9千円</p>	<p>&lt;【基本方針7】学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます&gt;</p> <p>1. 定数の状況 ※人数は条例定数(対前年比)</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>27,128人</td> <td>(▲25人)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>16,129人</td> <td>(232人)</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>9,914人</td> <td>(▲265人)</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>5,187人</td> <td>(172人)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>58,358人</td> <td>(114人)</td> </tr> </table> <p>2. 学級編制基準</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>1～2年生35人、3～6年生40人 (支援学級8人)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>40人(支援学級8人)</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・幼稚部</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>・小・中学部</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>・高等部(本科)</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>・重複障害学級</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>・訪問学級</td> <td>3人</td> </tr> </table>	小学校	27,128人	(▲25人)	中学校	16,129人	(232人)	高等学校	9,914人	(▲265人)	特別支援学校	5,187人	(172人)	計	58,358人	(114人)	小学校	1～2年生35人、3～6年生40人 (支援学級8人)	中学校	40人(支援学級8人)	高等学校	40人	特別支援学校		・幼稚部	6人	・小・中学部	6人	・高等部(本科)	8人	・重複障害学級	3人	・訪問学級	3人
小学校	27,128人	(▲25人)																																	
中学校	16,129人	(232人)																																	
高等学校	9,914人	(▲265人)																																	
特別支援学校	5,187人	(172人)																																	
計	58,358人	(114人)																																	
小学校	1～2年生35人、3～6年生40人 (支援学級8人)																																		
中学校	40人(支援学級8人)																																		
高等学校	40人																																		
特別支援学校																																			
・幼稚部	6人																																		
・小・中学部	6人																																		
・高等部(本科)	8人																																		
・重複障害学級	3人																																		
・訪問学級	3人																																		
<p>学校経営推進費 《新規知事重点事業》</p>	<p>1億5,000万円 0 0</p>	<p>学校経営を強化するため、予め指定した項目に関して、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。</p> <p>【2-26ページ主要事業7 参照】</p>																																	
<p>校長マネジメント推進事業 《知事重点事業》</p>	<p>2億1,000万円 1億7,350万円 1億7,350万円</p>	<p>学校経営計画に示された中期的目標に基づき、校長・准校長がその責任と権限において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。</p> <p>【2-26ページ主要事業7 参照】</p>																																	

事業名	事業費	事業内容の説明
教育総合相談事業費  府立学校教育ICT化推進事業費  教育総合情報ネットワーク事業費  学校情報ネットワーク整備事業費  <【基本方針8】安全で安心な学びの場をつくります> 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金  府立学校老朽化対策費<<新規>>	1,969万2千円 2,029万7千円 2,029万7千円  2億9,459万6千円 6,747万4千円 6,284万5千円  7,605万5千円 9,482万6千円 9,385万3千円  5億1,640万1千円 5億626万7千円 4億8,571万1千円  1,238万3千円 1,311万2千円 1,311万2千円  2,583万2千円 0 0	教育センターにおいて、様々な悩みを持つ子どもや保護者等に 対し、インターネット等の手法も活用し、効果的かつ効率的な相 談を実施する。 ○専用電話相談の実施 ○24時間相談窓口の実施 ○教職員の悩みの相談の実施 ○対面相談の実施 ○カリキュラムNAV！プログラムの運営  府立学校において、目的別に整備されているネットワークや端末 末について、有効に活用できるICT環境の実現を図るためのシ ステム設計を行い、あわせて「校務処理システム」導入による校 務の情報化・効率化を図る。  府立学校における情報通信ネットワークの基盤整備を行うこと により、ICT教育の活性化及び業務の効率化を図るとともに、お ける研修・研究機能の充実を図る。  学校図書館を「学習情報センター」として情報通信機器を設置 するとともに、生徒がインターネットで情報収集ができるよう校 内や教育センターと各学校とのネットワーク網の運用を行う。  学校安全ポータルアイデア（スクールガード）を活用した効果的な 安全体制を整備し、地域との連携を重視した学校安全に関する取 組みを行う市町村を支援する。  府立学校施設の改修による長寿命化と改築との組み合わせによ り、コストの低減化を図りつつ、計画的に改修・改築を行うため の老朽化対策を検討する。  【2-27ページ主要事業8 参照】



事業名	事業費	事業内容の説明
府立学校教育環境費	5億674万2千円 5億674万2千円 4億9,337万3千円	府立学校の教育環境を改善するため、特別教室の空調設備を設置する。
府立学校耐震性能向上・大規模改造事業費	59億9,512万6千円 68億1,262万4千円 58億2,988万9千円	府立学校の建物の耐震・大規模改修工事を行うとともに、併せて非構造部材についても耐震化対策を行う。 ○高等学校 44校・114棟 ※支援学校の工事分については、24年度2月補正予算で措置(4校8棟分 補正額 600,812千円) ○非構造部材の耐震化対策 外壁、外塀などの改修、テレビ等の台座固定、書庫、薬品庫等の転倒防止対策及び収納物の落下防止対策など
府立学校施設整備費	10億8,659万9千円 13億428万5千円 12億8,063万7千円	府立学校の建物の福祉整備等の改修工事を行い、良好な教育環境の確保を図る。 ○福祉のまちづくり関連整備 ・エレベータ設置工事 ・スロープ、手すりの設置、障がい者用トイレの設置 ○施設整備費等(トイレ改修など)
高等学校教育環境改善事業費	14億8,073万円 14億8,073万円 14億8,073万円	普通教室等に空調機を導入する。 ○契約手法 一括業務委託方式 契約期間 15年度～28年度

事業名	事業費	事業内容の説明
府立学校維持管理費  臨海スポーツセンター耐震等改修事業費 (一部大阪教育ゆめ基金活用) ≪ 新規 ≫	47億991万3千円 47億6,544万3千円 47億6,544万3千円	府立学校における維持管理運営経費 ○高等学校 138校 ○支援学校 27校・3分校  府立臨海スポーツセンターの耐震化と当面必要となる各種改修工事を行う。
学校安全対策事業費 ≪ 新規 ≫	1,204万9千円 0 0	子どもたちの安全確保のため、AEDの再配備など学校安全体制づくりを行う。
<【基本方針9】地域の教育コミュニケーションづくり推進事業費 教育コミュニケーションづくり費 推 進 事 業 費	7,821万3千円 1億675万4千円 1億238万9千円	地域社会が一体となった教育コミュニケーションの取組みを一層進めるため、地域の実情に応じて市町村が行う学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組み(学校支援地域本部・おおさか元氣広場・家庭教育支援)を支援する。
府立図書館運営費  社会教育施設運営費	13億6,750万9千円 8億1,756万6千円 7億8,802万8千円  7,871万4千円 8,192万1千円 8,192万1千円	府立中央図書館、中之島図書館の管理運営を行う。 ○中央図書館 資料の収集、府民講座の実施、国際児童文学館の運営など ○中之島図書館 資料の収集、ビジネス支援室の運営、耐震補強工事など  社会教育の諸活動を振興することを目的として、社会教育施設を運営する。 ○少年自然の家運営費 ○中之島図書館別館(サテライト教室)運営費

教育委員会 平成24年度2月補正【一般会計補正予算(第4号)等】の概要

担当: 教育総務企画課  
 担当者: 総務グループ  
 総括補佐 水田 克史  
 総括主査 山崎 幸雄  
 内 線: 3415  
 直 通: 06-6944-6049

一般会計	平成24年度2月(第4号)補正予算額	6億81万2千円
	平成24年度2月(第5号)補正予算額	▲ 141億3,959万9千円
	平成24年度現計予算額	5,716億1,740万1千円
	平成24年度最終予算額	5,580億7,861万4千円

【 一 般 会 計 】

上段 今回補正  
 中段 平成24現計  
 下段 平成24最終

事業名	事業費	事業内容の説明
(補正予算 第4号 緊急経済対策)	6億81万2千円 3,537万1千円 6億3,618万3千円	府立支援学校の建物の耐震・大規模改修工事について、国の緊急経済対策補正予算に対応して前倒しして実施する。
(補正予算 第5号 その他)	5,044万1千円 7,158万5千円 1億2,202万6千円	公益財団法人大阪人権博物館が、平成25年度以降、運営の自立化を図ることに伴い、運営体制の抜本的見直しに必要な経費を支援する。
大阪人権博物館 事業費補助金		

担当	市町村教育室小中学校課
担当内線直通	学力向上グループ 坂本・長見 6889 06-6944-6889

## スクール・エンパワーメント推進事業費 【知事重点事業】 (一部大阪教育ゆめ基金活用)

### 【事業目的】

府内公立中学校のうち、保護者・地域等と連携しながら学力向上に取り組み学校を指定し、支援を行う。

【平成25年度当初予算額】 45,833千円

### 【事業内容】

- (1) 対象 府内84中学校(43市町村)を事業実施校として指定
- (2) 事業期間 平成25～平成29年度の5年間
- (3) 内容

○事業実施校は、スクール・エンパワーメント担当教員を位置づけ、「学校活性化計画」(学力向上に向けた具体的な取組み等を記載した年間計画)を基に、保護者・地域等と共有・連携しながら、学力課題の解決に取り組み。

○府教育委員会スクール・エンパワーメント支援チームは市町村教育委員会と連携して、事業実施校の取組みを支援する。

○教育活動の充実のため、学校のニーズに対応した退職教員や地域人材等をスクール・エンパワーメント支援員として派遣する。

○ワークショップを開催し、事業実施校の優れた取組み等を府内の小・中学校に普及する。

#### 【事業実施校】84中学校

- ・スクール・エンパワーメント担当教員を中心とした取組み



#### 【市町村教育委員会】

- ・府教育委員会と連携し、事業実施校の取組みを支援

#### 【府教育委員会】

- ・スクール・エンパワーメント支援チームによる支援
- 事業実施校への支援(学校訪問)
- 各市町村の課題解決支援(相談・指導・助言&事例収集)
- 授業改善のための支援(研修等)
- 教育活動の充実のため、スクール・エンパワーメント支援員を派遣
- ワークショップを開催し、優れた取組み等を普及

主要事業 2

1	担当 内	教育振興室高等学校課 学事グループ	平野、網代
	通	3419	
2	担当 内	06-6944-6887	
	通	市町村教育室小中学校課 教務グループ	松元、堤
	通	5487	
	通	06-6944-3816	
	通	進路支援グループ	瀧澤、新谷
	通	3435	
	通	06-6944-4846	

府立学校入学者選抜に係る進路支援プロジェクト  
【知事重点事業】

1. 高校入試情報提供事業費 <府立高等学校情報検索ナビ>

【事業目的】

平成26年度に府立高等学校の通学区域が府内全域となることに伴い、府内全域の学校情報を中学生や保護者に提供する。

【平成25年度当初予算額】 5,000千円

【事業内容】

府教育委員会のWebページ上に、府立高等学校の所在地、学科、部活動等の情報から、中学生・保護者の求める条件にあった学校を検索できるシステムを構築する。

2. 中学校進路指導推進緊急支援事業費

【事業目的】

公立高等学校入学者選抜の改革に対応するための中学校における活動を支援する。

【平成25年度当初予算額】 12,724千円

【事業内容】

(1) 目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）導入に対応するための中学校における評価活動への支援

①対象 府内各中学校

②内容 教科毎の評価規準、評価方法を提示する参考資料を作成

市町村教育委員会、各中学校の校長等や教科毎の教員を対象とした研修会を実施

(2) 通学区域の府内全域化等に対応するための各地区の進路指導の核となる学校への支援

①対象 府内各地区（※）代表の中学校（11校）

②内容 各地区代表の学校に対し、週9時間の非常勤講師措置

地区代表の校長・担当教員による会議等の開催

（※）豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南、堺市、大阪市

担当課	教育振興室	支援教育課
担当者	学校整備グループ	山西、小池
内線	47333	4736
直通	06-69444	9362

## 府立知的障がい支援学校新校整備費・府立支援学校教育環境整備事業費

### 【事業目的】

府立知的障がい支援学校の児童生徒数の増加への対応や生徒の社会的自立の支援のため、「府立支援学校施設整備基本方針」(H21.3)に基づき、引き続き新たな支援学校を整備する。

【平成25年度当初予算額】1,603,308千円

### 【事業内容】

- (1) 対象 府内3地域(北河内、中河内・南河内、泉北・泉南)
- (2) 内容
- ・府内3地域において知的障がい支援学校の新校整備をすすめるとともに、職業学科のある知的障がい高等支援学校の併設を2地域(北河内、泉北・泉南)で行う。
  - ・新校開校までの対応として、当該3地域において分校(3校)の運営を行う。

\*なお、平成25年4月に、豊能・三島地域の新校として「摂津支援学校・とりのかい高等支援学校」を開校。また、佐野支援学校砂川校を砂川厚生福祉センター内から、改修した旧砂川高校校舎に移転。

### 「府立支援学校施設整備基本方針」

(H21.3策定：計画期間H21～H30年度)

平成25年度当初予算額  
1,603,308千円

平成25年度における新校整備状況

### ◎課題

- ◆在籍児童生徒数の増加
  - ・過去10年間で1.4倍の増加(1,032人増)
  - ・大規模化 200人超11校、内300人超4校
  - ・将来推計 今後10年間で約1,200人増加
- ◆就労ニーズへの対応
  - ・知的障がい高等部生徒就職率 H21 全国 26.8% H22 府 21.2%
  - ・たまがわ高等支援学校の高いニーズと就職実績(8割超)

整備計画の具体化

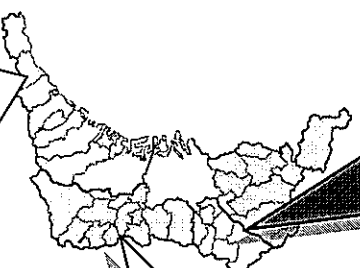
### ◎対応

#### 【今後5年間の整備方針】

- ◆H25年度までに府内4地域で各1校の新校整備に着手
- ◆新校開校までの間、府内4地域で分校開校(H22年度開校済)

#### 【平成26年度以降の整備】

- ◆H25年度までに将来の児童生徒数の再推計を行い、その後の整備について検討



■豊能・三島地域  
\*H25年4月開校  
・摂津支援学校  
・とりのかい高等支援学校

■北河内地域  
(高等支援学校併設)  
○工事着手  
\*H27年4月新校開校  
旧枚方市立利野中学校跡

■中河内・南河内地域  
○実施設計及び工事着手  
\*H27年4月新校開校  
旧西浦高校跡

■泉北・泉南地域(高等支援学校併設)  
○工事実施  
\*H25年4月分校移転  
砂川厚生福祉センター⇒旧砂川高校跡  
\*H26年4月新校として開校

1	担当 内直通	市町村教育室小中学校課 教務グループ 松元、河上 5 4 8 6
2	担当 内直通	教育振興室高等学校課 生徒指導グループ 瀧崎、松野 3 4 3 2 0 6 - 6 9 4 4 - 3 8 5 8

## 発達障がいのある子どもへの支援プロジェクト【知事重点事業】

### 1. 通常の学級における発達障がい等支援事業費

#### 【事業目的】

幼稚園や小・中学校の通常の学級において、発達障がい等のある児童生徒も含めたすべての子どもにとって、わかりやすい授業の展開、過ごしやすい学級集団づくりをめぐる。

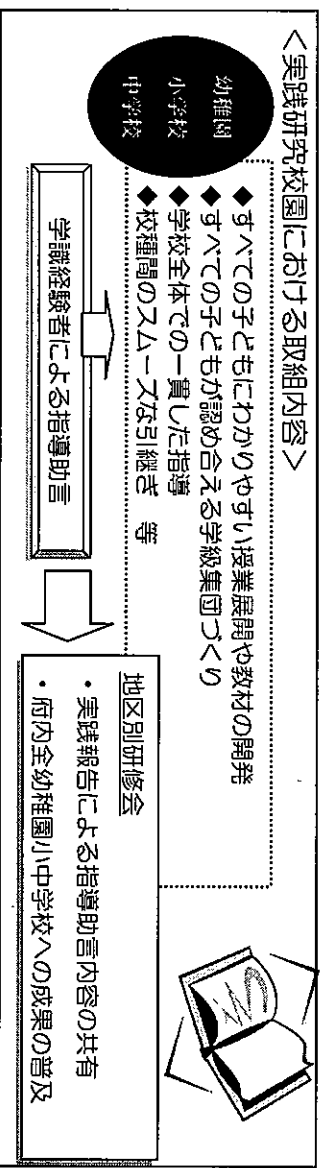
【平成25年度当初予算額】 2,079千円

#### 【事業内容】

- (1) 対象 府内（政令市除く）公立幼稚園・小・中学校  
（21校園（7地区×3校園）を実践研究校園に指定）
- (2) 事業期間 平成25・26年度の2年間
- (3) 内容

○ 実践研究校園は、府教委が派遣するアドバイザースタッフの指導助言を受け、すべての子どもにわかりやすい授業づくりや認め合える学級集団づくりなどについての実践研究を行う。

○ 地区別に研修会を実施し、実践内容や指導助言内容を共有し、府内の幼・小・中学校に成果を普及させる。



### 2. 高等学校における発達障がい等支援事業費

#### 【事業目的】

発達障がい等がある生徒が、高等学校卒業後に自立した社会生活に必要な力の育成をすすめる。

【平成25年度当初予算額】 1,620千円

#### 【事業内容】

- (1) 対象 府立高等学校（4校をモデル校に指定）
  - (2) 事業期間 平成25・26・27年度の3年間
  - (3) 内容
- モデル校において、就労支援のための検査を実施し、生徒の特性を見立て、生徒の自覚を促すとともに、学校がその特性を把握して支援していく。また、成果をフォーラム等を通じて共有し普及させる。

担当者	市町村教育室小中学校課
担当内線	生徒指導グループ 中野、大棚 3438
直通	06-6944-3823

## いじめ対策緊急総合推進事業【知事重点事業】

### 1. いじめ対策支援事業費

#### 【事業目的】

いじめの実態把握から重篤な事案の対応までの一貫した取組みにより、いじめ問題の根本解決を図る。

【平成25年度当初予算額】 1,929千円

#### 【事業内容】

- (1) 対象 府内小・中学校（政令市除く）
- (2) 内容
  - いじめ認知件数の報告体制の確立
  - 法的視点からのアドバイスを行う弁護士（スクールロイヤー）やネット事案対応のためのネット対応アドバイザーによる支援
  - 府教育委員会が作成する「いじめ調査アンケート」の提示と活用の推進

### 2. 被害者救済システム運用事業費

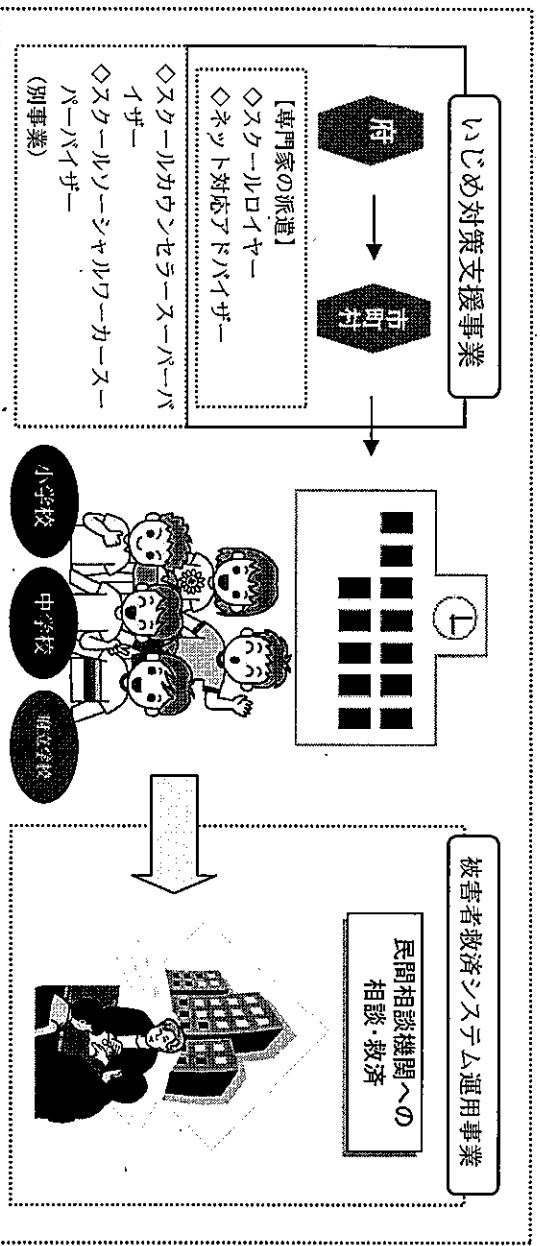
#### 【事業目的】

子どもたちがどんな悩みでも安心して相談できるように第三者性をいかした相談窓口を設置し、民間相談機関と学校・教育委員会とが連携した相談、支援活動を行うことによりいじめ等の事案解決を図る。

【平成25年度当初予算額】 1,672千円

#### 【事業内容】

- 民間相談窓口を開設し、電話による相談及び面接相談を実施
- 本人・保護者の意向に即した民間相談機関と学校・教育委員会が連携した支援を実施
- 第三者による評価機関を設置し、対応等について点検評価を実施





担当課：教育振興室 高等学校課  
担当者：教務 G 恩知・柴  
内線：3428  
直通：06-6946-2387

### 授業評価・授業改善推進事業費 【知事重点事業】

#### 【事業目的】

生徒にとって「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するとともに、教員の資質向上に寄与することを目的として、授業評価を実施する。

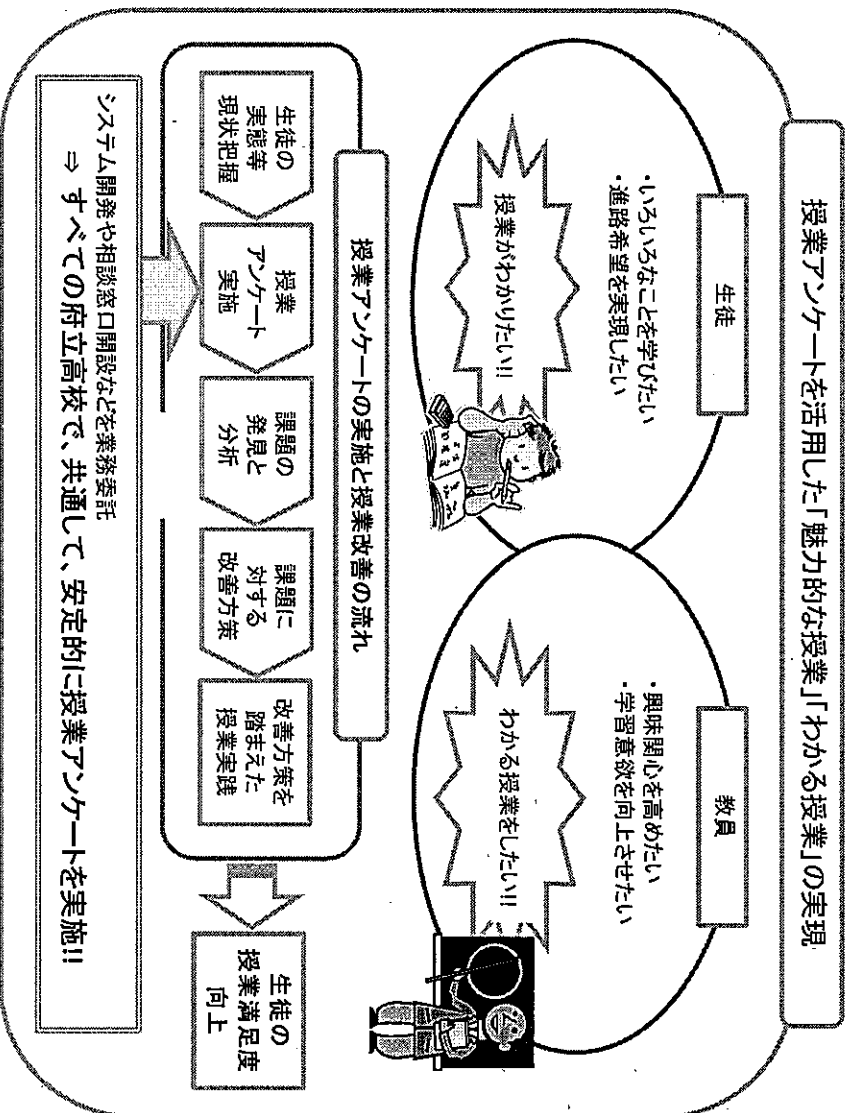
【平成25年度当初予算額】 10,307千円

#### 【事業内容】

- (1) 対象 府立高等学校
- (2) 内容

○生徒による授業アンケートを全府立高等学校が共通して安定的に実施できるよう、既存システムの改修による「授業アンケート分析システム」の開発、データ処理、システムの運用等を行う。

○授業アンケートの組織的な実施と、アンケート結果の活用によるPDCAサイクルを踏まえた授業改善の取組みを推進する。



1・2	担当 担当者 内線	教育振興室 高等学校課 学校経営支援G 木村・浅田 3426
	直通	06-6944-7572
3	担当 担当者 内線 直通	教職員室 教職員企画課 財務グループ 大井・引地 3439 06-6944-6891

## 校長マネジメントの強化

### 【事業目的】

全ての府立学校において、中期的（3か年）視点を持ち策定した学校経営計画に基づく、PDCAサイクルによる学校経営を一層推進するため、校長・准校長のマネジメント力強化にかかる予算措置を行う。

また、校長の職務と権限に見合う処遇改善を行い、優れた人材を呼び込むための環境を整える。

【平成25年度当初予算額】 868,279千円

### 【事業内容】

(1) 学校経営推進費【知事重点事業】 150,000千円

学校経営を強化するため、教育振興基本計画を踏まえて予め指定した項目に関して、効果の見込まれる事業計画を提案する学校に支援を行う。

- ・ 支援対象：府立学校及び私立高校（合せて30校程度）
- ・ 1校あたり500万円を上限

(2) 校長マネジメント推進事業費【知事重点事業】 210,000千円

学校経営計画に示された中期的目標に基づき、校長・准校長がその責任と権限において学校経営を推進するため、校長・准校長のマネジメントに必要な予算措置を行う。

- ・ 高等学校全日制、多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部及び支援学校（165校）  
…1校あたり120万円を上限
- ・ 高等学校定時制、多部制単位制Ⅲ部、通信制、支援学校分校設置校（20校）  
…1校あたり60万円を上限

(3) 管理職の処遇改善 508,279千円

校長の権限と責任が増大し、マネジメントの強化が図られたことから、職務と権限に見合う処遇とするため、管理職の処遇改善を行う。

- ・ 小・中学校、高等学校、支援学校の校長及び教頭の管理職手当の見直し  
…全国人事委員会連合会モデルの水準に引き上げ（6,600円～13,900円の改善）

担当課	施設財務課
担当者	施設管理グループ 川村・森岡
内線	3455・3459
直通	06-6944-6898・9385

### 府立学校老朽化対策費

**【事業目的】**

府立学校の校舎等については、築年数が30年を超えるものが7割以上を占め老朽化が深刻な状況であることから、施設の改修による長寿命化と改築との組み合わせにより、コストの低減化を図りつつ、計画的に改修・改築を行うための老朽化対策を検討する。

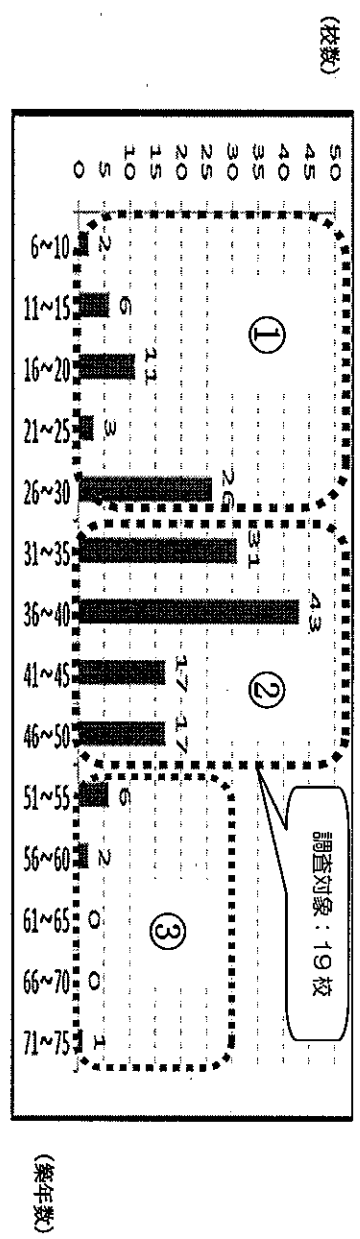
【平成25年度当初予算額】 25, 832千円

**【事業内容】**

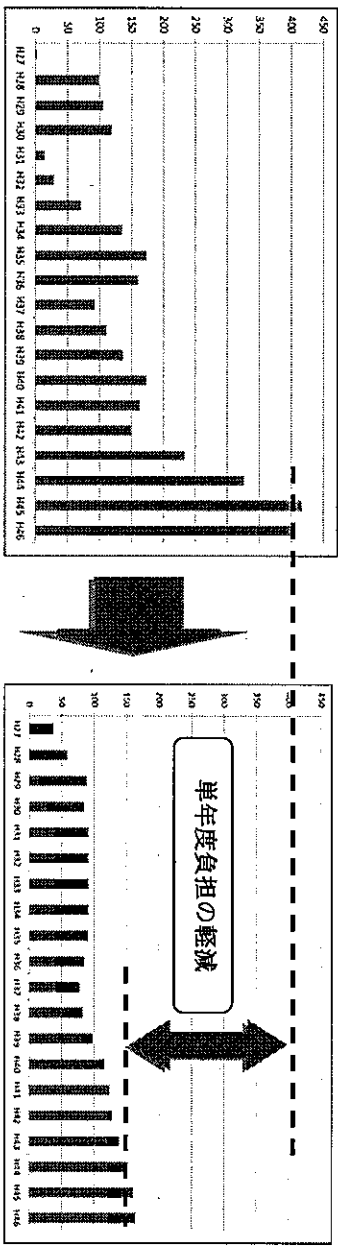
○ 府立学校において、今後の施設整備を進めるための整備計画を策定するため、築年数31年から50年の校舎等（19校）について、建物躯体の老朽度等の調査を行い、施設の老朽化の状況を把握する。

老朽化対策の基本的な考え方⇒①築30年未満は改修で長寿命化  
 ②築31年から築50年までは改築と長寿命化の組合せ  
 ③築51年以上は改築

府立学校（165校）の築年数別学校数



単年度負担軽減のイメージ（H27からH46の20年）  
 (億円)



【従来通り築60年で改築する場合】  
 ※試算の前提：1校あたり40億円で6年かけて改築

【長寿命化により改築校数を平準化した場合】  
 ※試算の前提：一律80年まで長寿命化した上で、  
 1校あたり40億円で6年かけて改築

大阪府立泉北・泉南地域支援学校（仮称）及び大阪府立泉北・泉南地域高等支援学校（仮称）  
施設整備工事（第2工区）

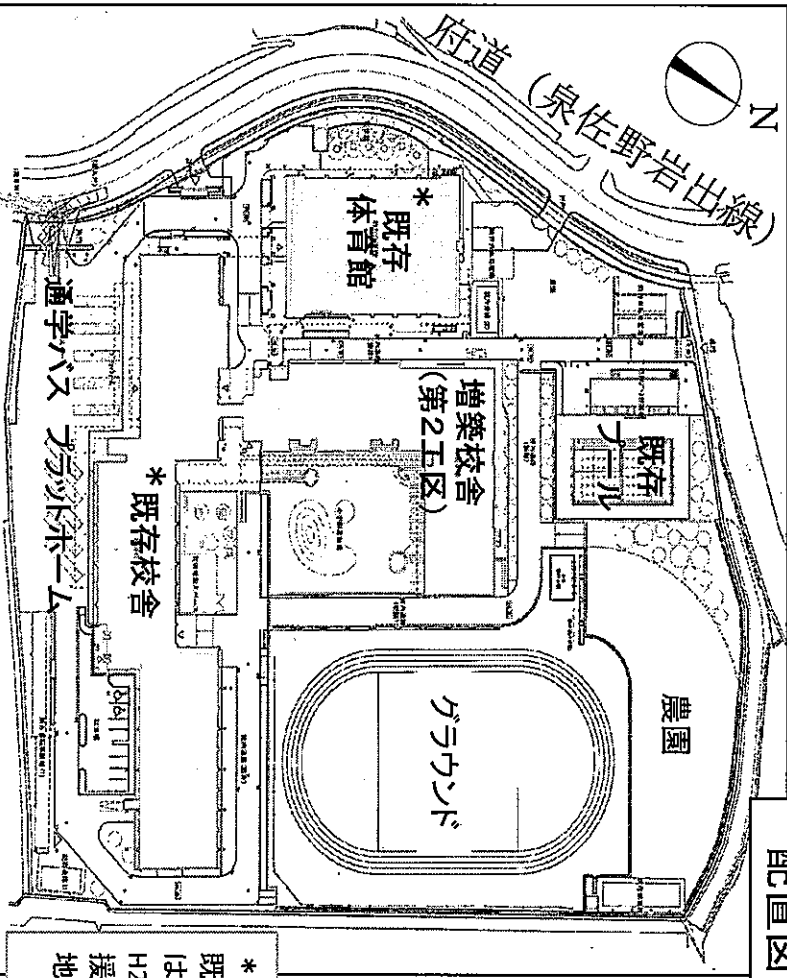
- 建築物の名称 大阪府立泉北・泉南地域支援学校（仮称）  
及び大阪府立泉北・泉南地域高等支援学校（仮称）
- 敷地の位置 (地名地番・住居表示) 泉南市信達牧野40番1
- 建築物の用途 学校（支援学校）
- 敷地面積 30,177.48 m<sup>2</sup>
- 工事内容 増築棟工事等

	増築棟	既存棟	合計
建築面積	2,006.49 m <sup>2</sup>	校舎棟 : 2,980.86 m <sup>2</sup> 体育館 : 1,683.4 m <sup>2</sup>	6,670.75 m <sup>2</sup>
延べ面積	3,762.66 m <sup>2</sup>	校舎棟 : 10,949.75 m <sup>2</sup> 体育館棟 : 3,053.89 m <sup>2</sup>	17,766.3 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 (体育館は一部鉄骨造)	-
高さ	13.14m	校舎棟 : 20.7m 体育館 : 18.4m	-
階数	地上2階建	校舎棟 : 地上4階 体育館 : 地上3階	-

【予定価格】 799,575,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)  
 【契約金額】 696,150,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

○工事着手予定時期 平成25年4月頃  
 ○工事完了予定時期 平成26年2月末日

配置図



\* 第1工区工事にて、  
 既存校舎及び体育館  
 は内部改修済。  
 H25年4月より、佐野支  
 援学校砂川校が当該  
 地に移転する。

## 大阪府立中之島図書館耐震補強工事について

### 1 建物概要(国指定の重要文化財部分)

本館 煉瓦及び石造 三階建、中央円屋根付、銅板葺  
 左翼(北) 煉瓦及び石造 三階建、銅板葺  
 右翼(南) 煉瓦及び石造 三階建、銅板葺

### 2 工事概要

- ・構造補強として、本館及び左右翼棟の屋内等にて鉄骨を用いて補強。この補強工事に際し天井、設備機器の撤去を行い、補強後、従前どおりに復旧。
- ・建物周辺の地盤の液状化を防止するため、建物内外の地盤に対し地盤改良を実施。
- ・本館の小屋根材の破損材の取替、一部銅板屋根の葺替、右翼棟の漆喰天井の一部塗替を実施。

### 3 工事期間

平成 25 年 3 月下旬～平成 26 年 12 月(予定)

### 4 契約金額等

契約金 8億3,475万円 (1/2国庫補助予定)  
 請負者 株式会社藤木工務店(大阪市中央区)

### 5 工事期間中の図書館サービスについて

2 階及び「ふれあいホール」に機能を集約して開館。3階部分は全面的に閉鎖。

◎工事期間中に移転・縮小する主な図書館サービス

諸室名	摘要
大阪資料・古典籍室	2 階(南側/新聞室)に移転。座席を新聞室と共用
3 階	
デジタル情報室	データベース検索(CD-ROM 含む)は、2 階(本館/電話帳コーナー)に移転。インターネット利用席は、当分の間休止
自習室	ふれあいホールに移転。(座席数は、現在の 6 割程度に減少)
文芸ホール	工事期間中休止
2 階	
新聞室	大阪資料・古典籍室移転に伴い、座席を共用 データベース検索は、2 階(本館/電話帳コーナー)に移転
ふれあいホール	自習室に転用

## 大阪府立学校条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育振興室高等学校課  
教育委員会事務局教職員室教職員人事課

### ■改正の理由

- ・府立の高等学校及び特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減により、平成25年度の教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。
- ・平成22年度に大阪府教育センター附属高等学校を開校したことに伴い、大阪府立大和川高等学校を募集停止とした。今年度末に大阪府立大和川高等学校の在校生が卒業し、閉校することとなるため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

- ・教職員定数の改定（第22条関係）

高等学校	10,152人	→	9,889人
特別支援学校	3,595人	→	3,750人
- ・附則第6項を削除する。

### ■施行期日

平成25年4月1日

### ■政策アセスメント・制度間調整

財政課と教職員定数について調整済み

2-30

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>第二十二條（略）</p> <p>一 高等学校 九、八八九人</p> <p>二 特別支援学校 三、七五〇人</p> <p>附則</p> <p>1-5 （略）</p>	<p>第二十二條（略）</p> <p>一 高等学校 一〇、一五二人</p> <p>二 特別支援学校 三、五九五入</p> <p>附則</p> <p>1-5 （略）</p> <p>6 別表第一の規定の適用については、当分の間、同表中</p> <p>とあるのは、</p> <table border="1" data-bbox="1041 858 1370 1342"> <tr> <td data-bbox="1279 858 1370 1098">大阪府立阪南高等学校</td> <td data-bbox="1279 1098 1370 1342">大阪市住吉区庭井二丁目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 858 1279 1098">大阪府立阪南高等学校</td> <td data-bbox="1041 1098 1279 1342">大阪市住吉区庭井二丁目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 858 1133 1098">大阪府立大和川高等学校</td> <td data-bbox="1041 1098 1133 1342">大阪市住吉区荻田四丁目</td> </tr> </table> <p>とする。</p>	大阪府立阪南高等学校	大阪市住吉区庭井二丁目	大阪府立阪南高等学校	大阪市住吉区庭井二丁目	大阪府立大和川高等学校	大阪市住吉区荻田四丁目
大阪府立阪南高等学校	大阪市住吉区庭井二丁目						
大阪府立阪南高等学校	大阪市住吉区庭井二丁目						
大阪府立大和川高等学校	大阪市住吉区荻田四丁目						

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員企画課

### ■改正の理由

- ・大阪市については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づき、子ども手当に関する認定事務等であって、大阪市が設置する学校の職員（府費負担教職員に限る。）に係るものを大阪市が処理することとするため、条例の規定を設けているところである。
- ・「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」で設定された子ども手当の請求に関する経過措置期間（認定請求期間：平成24年9月30日まで）が終了したことに伴い、関係規定を削除する。

### ■改正の内容

- ・「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく事務に関する規定（第5条）を削除する。  
第6条を第5条に、第7条を第6条に改める。

### ■施行期日

- ・公布の日

### ■政策アセスメント・制度間調整

- ・大阪市と条例の改正について調整済み
- ・府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正



大阪府条例第 号

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例  
の一部を改正する条例

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第二条 法第三十七条第一項の規定により大阪府教育委員会の権限に属する任免、給与（非常勤の講師（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務であつて、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員（負担法第一条に規定する職員に限る。次条及び第四条において同じ。）に係るものは、当該市又は町が処理することとする。</p>	<p>（市町村が処理する事務の範囲等） 第二条 法第三十七条第一項の規定により大阪府教育委員会の権限に属する任免、給与（非常勤の講師（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務であつて、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員（負担法第一条に規定する職員に限る。次条から第五条までにおいて同じ。）に係るものは、当該市又は町が処理することとする。</p>
<p>第四条（略）</p>	<p>第四条（略）</p> <p>第五条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下この条において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて大阪府が設置する学校の職員に係るものは、大阪府が処理することとする。</p> <p>一 法第十六条第一項又は第二項の規定によつて読み替えられ、又は準用される法第六条第一項及び第三項の規定による支給資格及び子ども手当の額の認定に関する事務</p> <p>二 法第十六条第一項及び第三項の規定によつて読み替えられる法第七条の規定による子ども手当の支給に関する事務</p> <p>三 法第十六条第一項の規定によつて読み替えられる法第十三条第一項の規定による偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者からのその受給額に相当する金額の全部又は一部の徴収に関する事務</p>
<p>第五条・第六条（略）</p>	<p>第六条・第七条（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 府費負担教職員定数条例の改正（概要）

教育委員会事務局教職員室教職員人事課

### ■改正の理由

市町村立の小学校及び中学校、大阪市・堺市を除く市立の高等学校（定時制の課程）並びに市立の特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び国の定数改善により、平成25年度の府費負担教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。

### ■改正の内容

教職員定数の改定（第2条関係）

小学校	27,153人	→	27,128人
中学校	15,897人	→	16,129人
高等学校	27人	→	25人
特別支援学校	1,420人	→	1,437人

### ■施行期日

平成25年4月1日

### ■政策アセスメント・制度間調整

財政課と教職員定数について調整済み

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校 二七、一二八人</p> <p>二 中学校 一六、一二九人</p> <p>三 高等学校 二五人</p> <p>四 特別支援学校 一、四三七人</p>	<p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校 二七、一五三人</p> <p>二 中学校 一五、八九七人</p> <p>三 高等学校 二七人</p> <p>四 特別支援学校 一、四二〇人</p>

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 大阪府文化財保護条例の改正（概要）

教育委員会事務局文化財保護課

### ■改正の理由

- ・平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴い、都道府県の市町村に対する関与が大幅に制限され、都道府県条例により市町村の責務を規定することは適当でないと考えられた。
- ・本条例第4条の市町村の責務規定は、市町村に財源を求めたり、具体的に施策を義務づけたりするものではなく、緊急に規定を削除しない場合にも特段の支障が生じるものではなかったため、本規定を残した状態で見直しを行っていたが、今般改正する。

### ■改正の内容

市町村の責務を規定している第4条を削除する。

### ■施行期日

公布の日

### ■政策アセスメント・制度間調整

なし

大阪府条例第 号

大阪府文化財保護条例の一部を改正する条例

大阪府文化財保護条例（昭和四十四年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)                      第二条 この条例において「文化財」とは、法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。</p>	<p>(定義)                      第二条 この条例で「文化財」とは、法第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。</p>
<p>第四条 削除</p>	<p>(市町村の責務)                      第四条 市町村は、府の施策と相まって、当該市町村の歴史的、文化的又は自然的条件に応じて、その地域にとつて固有な文化財の保存及び活用が適切に行われるよう必要な施策を講じなければならない。</p>
<p>(指定)                      第七条 (略)                      2・3 (略)                      4 第一項の規定による指定は、その旨を公示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知することによって行う。                      5 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該府指定有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者又は権原に基づく占有者に到達した時からその効力を生ずる。                      6 (略)</p>	<p>(指定)                      第七条 (略)                      2・3 (略)                      4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知することによって行う。                      5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該府指定有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者又は権原に基づく占有者に到達した時からその効力を生ずる。                      6 (略)</p>
<p>(解除)                      第八条 (略)                      2・3 (略)                      4 前項の場合には、委員会は、その旨を公示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。                      5 (略)                      (管理団体による管理)                      第十二条 (略)                      2 (略)                      3 第一項の規定による指定は、その旨を公示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び市町村等に通知して行うものとする。                      4-6 (略)</p>	<p>(解除)                      第八条 (略)                      2・3 (略)                      4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。                      5 (略)                      (管理団体による管理)                      第十二条 (略)                      2 (略)                      3 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び市町村等に通知して行うものとする。                      4-6 (略)</p>
<p>(指定)                      第三十二条 (略)                      2・3 (略)                      4 第一項の規定による指定及び第二項の規定</p>	<p>(指定)                      第三十二条 (略)                      2・3 (略)                      4 第一項の規定による指定及び第二項の規定</p>

による認定は、その旨を公示するとともに、当該府指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知することによって行う。

5・6 (略)

(解除)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による指定の解除又は第二項の規定による認定の解除は、その旨を公示するとともに、当該府指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知することによって行う。

5 (略)

(指定)

6 前項の場合には、委員会は、その旨を公示するとともに、当該府指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき又は保持団体の全てが解散したときは、府指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を公示しなければならない。

(指定)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による府指定無形民俗文化財の指定は、その旨を公示してする。

(解除)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による府指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を公示してする。

5・6 (略)

7 第五項の規定による府指定無形民俗文化財の指定の解除については、委員会は、その旨を公示しなければならない。

(標識等の設置)

第五十三条 府指定史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、委員会規則で定める基準により、府指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い柵その他の施設を設置するものとする。

(解除)

第六十三条 (略)

2・5 (略)

6 前条第二項の認定が保持者のみについでなされた場合にあつてはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについでなされた場合にあつてはその全てが解散したとき（消

による認定は、その旨を告示するとともに、当該府指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知することによって行なう。

5・6 (略)

(解除)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による指定の解除又は第二項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該府指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知することによって行う。

5 (略)

(指定)

6 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該府指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、府指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。

(指定)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による府指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(解除)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による府指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

5・6 (略)

7 第五項の規定による府指定無形民俗文化財の指定の解除については、委員会は、その旨を告示しなければならない。

(標識等の設置)

第五十三条 府指定史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、委員会規則で定める基準により、府指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い柵その他の施設を設置するものとする。

(解除)

第六十三条 (略)

2・5 (略)

6 前条第二項の認定が保持者のみについでなされた場合にあつてはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについでなされた場合にあつてはその全てが解散したとき

滅したときを含む。以下この項において同じ。又は同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者の全てが死亡し、かつ、保存団体の全てが解散したときは、府選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を公示しなければならない。

(埋蔵文化財に関する委員会等の責務)

第六十七条 (略)

2 何人も、宅地の造成、土地の開墾等により法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を発見したときは、当該埋蔵文化財が貴重な財産であることを自覚し、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならない。

3 (略)

(委任)

第六十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 (略)

き(消滅したときを含む。以下この項において同じ。又は同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、府選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。

(埋蔵文化財に関する委員会等の責務)

第六十七条 (略)

2 何人も、宅地の造成、土地の開墾等により法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を発見したときは、当該埋蔵文化財が貴重な財産であることを自覚し、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならない。

3 (略)

(委任)

第六十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（概要）

教育総務企画課  
教職員室教職員企画課

### ■改正の理由

国家公務員の退職手当に関する法律が平成24年11月に改正されたため、職員の退職手当に関する条例においても同様の改正等、その他所要の改正を行うもの。

### ■改正の内容

#### （1）退職手当の調整率の改正

職員の退職手当について、勤続20年以上35年以下の自己都合退職以外の退職事由で退職した職員の退職手当の基本額に対して行っている調整について対象職員を全職員とし、調整率を100分の104から100分の87へ改正する。

ただし、平成25年4月1日から平成25年9月30日まで100分の92と、平成25年10月1日より100分の87とする経過措置を置く。

#### （2）5%カットの廃止

本府においては現在、退職手当に100分の95を乗じて得た額で支給しているが、これを廃止（100分の100で支給）する。

#### （3）その他

調整率の改正等に伴う、規定整備。

■施行期日 平成25年4月1日。ただし、第5条については公布日より施行。



大阪府条例第 号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

附則

附則

1-43 (略)

1-43 (略)

(退職手当の基本額に係る特例)  
44 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第五十号附則第三項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第二条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第四十四項」とする。

(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)  
44 当分の間、二十年以上三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第五十号附則第三項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。

45 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(条例第五十号附則第四項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

45 当分の間、三十六年の期間勤続して退職した者(条例第五十号附則第四項の規定に該当する者を除く。)で第三条第一項の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

46 (略)

46 (一般の退職手当の額に係る特例)

47 削除

47 当分の間、一般の退職手当の額は、第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、附則第二十七項、第三十三項及び第四十四項から第四十六項まで並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年大阪府条例第五十号)附則第三項から第五項まで及び第七項、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年大阪府条例第五十四号)附則第七項、第九項、第二十五項及び第二十六項、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年大阪府条例第八十二号)附則第四項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年大阪府条例第八号)附則第二項及び第四項の規定により計算した額にそれぞれ百分の九十五(指定職給料表の適用を受ける職員については、百分の九十)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。ただし、退職手当の額が職員の例によるものとされている場合におけるその例によるべき職員の退職手当の額については、この限りでない。

48 | 55 (略)

48 | 55 (略)

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年大阪府条例第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (退職手当の基本額に係る特例) 適用日に在職する職員(適用日に国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第五項に規定する指定法人職員(以下この項において「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に新条例第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等(以下この項において「職員以外の地方公務員等」という。))として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第五項において同じ。)のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号。以下「退職手当条例」という。))第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は退職手当条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第五条の規定に該当する退職を</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特例) 適用日に在職する職員(適用日に国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第五項に規定する指定法人職員(以下この項において「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に新条例第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等(以下この項において「職員以外の地方公務員等」という。))として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第五項において同じ。)のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号。以下「退職手当条例」という。))第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は退職手当条例第四条、第五条、附則第二十五項、附則第二十七項若しくは職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第三号。以下「定年条例」という。))附則第四項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十年以上三十五年以下(退職手当条例附則第二十五項又は附則第二十七項の規定に該当する退職をした者にあつては十年以上三十五年未満、定年条例附則第四項の規定に該当する退職をした者にあつては十年以上三十五年以下)である者に対する退職手当の基本額は、退職手当条例第三条から第五条の三まで及び附則第三十五項の規定にかかわらず、当分の間、退職手当条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年である者に対する退職手当の基本額は、退職手当条例第三条第一項、第五条の二及び附則第三十五項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第五条又は定年条例附則第四項</p>

<p>し、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第三項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7-9 (略)</p>	<p>の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、退職手当条例第五条から第五条の三まで及び附則第三十五項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第三項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 年齢が六十年に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員については、附則第三項(退職手当条例第五条、附則第二十五項、附則第二十七項又は定年条例附則第四項の規定に該当する退職をした者に係る退職手当に關する部分を除く。)及び附則第四項の規定は、適用しない。</p> <p>8-10 (略)</p>
---	--

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年大阪府条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>附則</p> <p>1-3 (略)</p> <p>4 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第四十四項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>1-3 (略)</p> <p>4 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第四十四項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>
--	--

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年大阪府条例第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>附則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後に退職することにより改正後の職員</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後に退職することにより改正後の職員</p>
---	---

の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条、附則第三十四項及び附則第四十三項から第四十五項まで、附則第九項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年大阪府条例第五十号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十号」という。）附則第三項から第六項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年大阪府条例第八十二号。以下この項及び附則第四項において「条例第八十二号」という。）附則第四項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第四十四項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下）の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職した者を除く。）にあつては、百分の八十七七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、附則第三十五項及び附則第四十四項から第四十六項まで、附則第六項、附則第七項、条例第五十号附則第三項から第六項まで並びに条例第八十二号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3-16 (略)

の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条、附則第三十四項及び附則第四十三項から第四十五項まで、附則第九項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年大阪府条例第五十号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十号」という。）附則第三項から第六項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年大阪府条例第八十二号。以下この項及び附則第四項において「条例第八十二号」という。）附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、附則第三十五項及び附則第四十四項から第四十六項まで、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第五十号附則第三項から第六項まで並びに附則第十一項の規定による改正後の条例第八十二号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3-16 (略)

（知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第五条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十四年大阪府条例第十一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則	附則

1 (略)  
(知事の退職手当に関する経過措置)

2 (略)  
一 知事となった日から施行日の前日までの在職月数(一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とした在職月数とする。次項第一号及び附則第四項第一号において同じ。)を基礎として、第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(以下「旧知事等給与条例」という。第六条第一項の規定により計算して得た額に、新知事等給与条例附則第五項に規定する割合を乗じて得た額。この場合において、旧知事等給与条例第六条第一項中「退職した日」とあるのは、「知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十四年大阪府条例第十一号)の施行の日(前日)」とする。

二 (略)  
3 (副知事の退職手当に関する経過措置)

一 施行日の前日において副知事である者の退職手当については、第一条の規定による新知事等給与条例第六条第一項及び第二項並びに附則第五項の規定にかかわらず、その額は次に掲げる額の合計額とする。

一 副知事となった日から施行日の前日までの在職月数を基礎として、旧知事等給与条例第六条第一項の規定により計算して得た額に旧知事等給与条例附則第五項に規定する割合を乗じて得た額。この場合において、旧知事等給与条例第六条第一項中「退職した日」とあるのは、「知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十四年大阪府条例第十一号)の施行の日(前日)」とする。

二 副知事としての在職月数から前号の在職月数を減じて得た在職月数を基礎として、新知事等給与条例第六条第一項及び第二項並びに附則第五項の規定により計算して得た額

4 (教育長の退職手当に関する経過措置)

(略)  
一 教育長となった日から施行日の前日までの在職月数を基礎として、第四条の規定による改正前の大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例第二条及び第三条第三項の規定により計算して得た額に、同条例附則第二項に規定する割合を乗じて得た額。この場合において、同条例第三条第三項中「第六條」とあるのは「第六條第一項」と、「同條第一項中」それぞれ次の表に掲げる割合」とあるのは、「百分の三十一」とあるのは、「同條第一項中「退職した日」とあるのは「知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十四年大阪府条例第十一号)の施行の日(前日)」と、「それぞれ次の表に掲げる割合」とあるのは「百分の三十一」とある。

二 (略)

1 (略)  
(知事の退職手当に関する経過措置)

2 (略)  
一 知事となった日から施行日の前日までの在職月数(一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とした在職月数とする。次項第一号及び附則第四項第一号において同じ。)を基礎として、第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(以下「旧知事等給与条例」という。第六条第一項の規定により計算して得た額に、新知事等給与条例附則第五項に規定する割合を乗じて得た額

二 (略)  
3 (副知事の退職手当に関する経過措置)

一 施行日の前日において副知事である者の退職手当については、第一条の規定による新知事等給与条例第六条第一項及び第二項並びに附則第四項及び第五項の規定にかかわらず、その額は次に掲げる額の合計額とする。

一 副知事となった日から施行日の前日までの在職月数を基礎として、旧知事等給与条例第六条第一項並びに附則第四項及び第五項の規定により計算して得た額

二 副知事としての在職月数から前号の在職月数を減じて得た在職月数を基礎として、新知事等給与条例第六条第一項及び第二項並びに附則第四項及び第五項の規定により計算して得た額

4 (教育長の退職手当に関する経過措置)

(略)  
一 教育長となった日から施行日の前日までの在職月数を基礎として、第四条の規定による改正前の大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例第二条、第三条第三項及び附則第二項の規定により計算して得た額

二 (略)

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間における第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第四十四項（新退職手当条例附則第四十六項及び第三条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例附則第四項においてその例による場合を含む。）及び第四十五項の規定の適用については、新退職手当条例附則第四十四項中「百分の八十七」とあるのは、「百分の九十二」とする。

3 平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間における第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第三項（同条例附則第五項においてその例による場合を含む。）及び第四項の規定の適用については、同条例附則第三項中「百分の八十七」とあるのは、「百分の九十二」とする。

4 平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間における第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、「百分の九十二」と、「百分の八十七」とあるのは「百分の九十二」とする。

## 職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（概要）

教育総務企画課  
教職員室教職員企画課

### ■改正の理由

大阪市の小学校・中学校に学校教育法で規定する副校長を設置することに伴う規定整備。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴う規定整備。

### ■改正の内容

#### （1）給料表の備考の改正

給料表の適用の対象に副校長を追加する。

#### （2）災害派遣手当の読替規定の設置

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、インフルエンザ等の緊急事態措置のため派遣された職員については災害対策基本法で規定する災害派遣手当を支給することが出来ることから、これに伴う規定整備。

#### （3）その他、規定整備

副校長設置に伴う規定整備等。

■施行期日 平成25年4月1日。ただし、第2条については規則で定める日より施行する。

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
<p>別表第4 教育職給料表(第3条関係)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>別表第4 教育職給料表(第3条関係)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第十条 職員には、給料のほか、この章に定めるところにより、次に掲げる手当を支給する。</p> <p>一一二二二 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第二十四条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項及び前項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(委任)</p> <p>第三十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>
	<p>(手当)</p> <p>第十条 職員には、給料のほか、本章に定めるところにより、次の各号に掲げる手当を支給する。</p> <p>一一二二二 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第二十四条の三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項及び前項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>(条例の施行)</p> <p>第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p>	

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で



示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当) 第十条 (略) 一一一二 (略) 十三 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。) 十四―二十二 (略)</p> <p>(災害派遣手当) 第二十条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条第一項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十四条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する職員で、住所又は居所を離れて府の区域内に滞在するものに対して支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手当) 第十条 (略) 一一一二 (略) 十三 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。) 十四―二十二 (略)</p> <p>(災害派遣手当) 第二十条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条第一項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第百五十四条において準用する場合を含む。)に規定する職員で、住所又は居所を離れて府の区域内に滞在するものに対して支給する。</p> <p>2 (略)</p>

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(防疫等作業手当) 第九条 (略) 一 (略) 二 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条に規定する家畜伝染病(流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十四条に規定する感染症(以下これらを「家畜伝染病等」という。)に関し、次に掲げる職員が、それぞれ次に定める業務に従事したとき。 イ・ロ (略) 三 (略) 2 (略)</p> <p>(社会福祉等業務手当) 第十四条 (略) 2 (略) 一 前項第一号(二を除く。)及び第二号に規定する業務 六百元(児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第八</p>	<p>(防疫等作業手当) 第九条 (略) 一 (略) 二 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第二条に規定する家畜伝染病(流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十四条に規定する感染症(以下これらを「家畜伝染病等」という。)に関し、次に掲げる職員が、それぞれ次に定める業務に従事したとき。 イ・ロ (略) 三 (略) 2 (略)</p> <p>(社会福祉等業務手当) 第十四条 (略) 2 (略) 一 前項第一号(二を除く。)及び第二号に規定する業務 六百元(児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第八</p>

条第二項の児童の安全の確認を行うための措置その他の同法第二条に規定する児童虐待への対応に関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、その額に五百五十円を加算した額)

二 (略)

(外国勤務手当)  
第十八条 (略)

2 外国勤務手当の額は、一月につき、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の規定をその職員に適用するとした場合に支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当及び子女教育手当の額(在勤基本手当にあっては同法の規定による額に百分の八十を乗じて得た額とし、住居手当にあっては同法の規定による限度の額に百分の八十を乗じて得た額を限度とした場合の額とする。)の合計額に相当する額で任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。

(夜間教育等勤務手当)  
第二十条 (略)

一 (略)  
二 夜間中学校に勤務する校長又は副校長若しくは教頭(夜間学級に係る校務を本務とする副校長又は教頭に限る。)が、夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事したとき。

2 (略)  
(委任)  
第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

条第二項の児童の安全の確認を行うための措置その他の同法第二条に規定する児童虐待への対応に関する業務(人事委員会規則で定めるものに限る。)に従事した場合にあっては、その額に五百五十円を加算した額)

二 (略)

(外国勤務手当)  
第十八条 (略)

2 外国勤務手当の額は、一月につき、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)以下この項において「法」という。)の規定をその職員に適用するとした場合に支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当及び子女教育手当の額(在勤基本手当にあっては法の規定による額に百分の八十を乗じて得た額とし、住居手当にあっては法の規定による限度の額に百分の八十を乗じて得た額を限度とした場合の額とする。)の合計額に相当する額で任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。

(夜間教育等勤務手当)  
第二十条 (略)

一 (略)  
二 夜間中学校に勤務する校長又は教頭(夜間学級に係る校務を本務とする者に限る。)が、夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事したとき。

2 (略)  
(委任)  
第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、規則で定める日から施行する。

## 大阪府附属機関条例の一部改正（概要）

教育総務企画課

### ■改正の理由

知事の附属機関として設置している「大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」について、知事及び教育委員会の附属機関とするため、規定整備を行う。

### ■改正の内容

知事の附属機関として設置している「大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」について、知事及び教育委員会の附属機関として位置付ける。（別表第1関係）

### ■施行期日

平成25年4月1日

大阪府条例第 号

大阪府附属機関条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係） 一（略）			
名称 大阪府原子炉問題審議会	担任する事務 （略）	名称 大阪府原子炉問題審議会	担任する事務 （略）
大阪国際空港ターミナル株式会社売却審査会	大阪国際空港ターミナル株式会社の株式の売払いに当たつての専門的な事項の審査に関する事務	大阪府公募型プロジェクト方式等事業者選定会	府の発注する役務の提供の業務に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十の二第三項に規定する落札者の決定に当たつての審査に関する事務
大阪府入札監視等委員会	（略）	大阪府入札監視等委員会	府の発注する建設工事、測量及び建設コンサルタントの業務等に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十の二第三項に規定する落札者決定基準の策定及び同条第五項の規定による落札者の決定に当たつての審査に関する事務
大阪府建設工事等総合評価審査会	府の発注する建設工事、測量及び建設コンサルタントの業務等に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十の二第三項に規定する落札者決定基準の策定及び同条第五項の規定による落札者の決定に当たつての審査に関する事務	大阪府建設工事等総合評価審査会	府の発注する建設工事、測量及び建設コンサルタントの業務等に係る地方自治法施行令第六十七条の十の二第三項に規定する落札者決定基準の策定及び同条第五項の規定による落札者の決定に当たつての審査に関する事務
大阪府市文化振興会議	（略）	大阪府文化振興会議	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

<p>大阪府子ども施策審議会</p>	<p>子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第五項に規定する事項、同法第七十七条第四項第二号に規定する子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況、大阪府子ども条例（平成十九年大阪府条例第五号）第十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項その他同条例第一条に規定する子ども施策（大阪府子どもを虐待から守る条例（平成二十二年大阪府条例第百五号）第四条第一項に規定する虐待防止施策を含む。）の総合的かつ計画的な推進についての重要事項の調査審議に関する事務</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>大阪府新エネルギー産業振興施策審査会</p>	<p>（略）</p> <p>大阪府環境影響評価条例（平成十年大阪府条例第三号）第四条第三項、第八条（同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条（同条例第三十四条第三項及び第三十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第四項（同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する事項並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の三第一項に規定する配慮書の案又は配慮書についての環境の保全に関する専門的な事項についての調査審議に関する</p>
<p>大阪府子ども施策審議会</p>	<p>大阪府子ども条例（平成十九年大阪府条例第五号）第十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項その他同条例第一条に規定する子ども施策（大阪府子どもを虐待から守る条例（平成二十二年大阪府条例第百五号）第四条第一項に規定する虐待防止施策を含む。）の総合的な実施についての重要事項の調査審議に関する事務</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>大阪府スマートエネルギービジネス審査会</p>	<p>（略）</p> <p>大阪府環境影響評価審査会</p> <p>大阪府環境影響評価条例（平成十年大阪府条例第三号）第四条第三項、第八条（同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条（同条例第三十四条第三項及び第三十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十九条第四項（同条例第三十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する事項並びに環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号。以下この項において「法」という。）第二条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）の施行の日前において行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十六条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された法第</p>

	(略)	事務
大阪府農業振興 地域整備審議会	(略)	(略)
株式会社大阪府 食品流通センタ ー株式会社売却先選 定委員会	(略)	株式会社大阪府食品流通セ ンターの株式の売払いに当 たつての専門的な事項の審 査に関する事務
大阪府公募型プ ロポーザル方式 等事業者選定委 員会	(略)	府の発注する役務の提供の 業務に係る地方自治法施行 令第百六十七条の十の二第 三項に規定する落札者決定 基準の策定、同条第五項の 規定による落札者の決定並 びに同令第百六十七条の二 第一項第二号の規定による 随意契約の締結のため公募 の方法により事業者を選定 する場合の当該事業者の選 定の基準の策定及び当該事 業者の選定に当たつての審 査に関する事務
大阪府教育振興 基本計画審議会	(略)	(略)

	(略)	二条の規定による改正後の 環境影響評価法(平成九年 法律第八十一号)第五十三 条第一項第一号に掲げる書 類についての環境の保全に 関する専門的な事項につい ての調査審議に関する事務
大阪府農業振興 地域整備審議会	(略)	(略)
大阪府公募型プ ロポーザル方式 等事業者選定委 員会	(略)	(略)
大阪府教育振興 基本計画審議会	(略)	(略)

第二条 大阪府附属機関条例の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で  
示すように改正する。

改正後	
別表第一(第二条関係) 一 (略)	
名称 (略)	担任する事務 (略)
大阪府新型イン フルエンザ等対 策審議会	新型インフルエンザ等(新 型インフルエンザ等対策特 別措置法(平成二十四年法 律第三十一号)第二条第一 号に規定する新型インフル エンザ等をいう。)の発生

改正前	
別表第一(第二条関係) 一 (略)	
名称 (略)	担任する事務 (略)
大阪府新型イン フルエンザ対 策審議会	新型インフルエンザの発生 の予防及びまん延の防止の ための総合的な施策に関す る専門的な事項についての

二・三 (略)	(略)	の予防及びまん延の防止のための総合的な施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
二・三 (略)	(略)	調査審議に関する事務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第一条の規定は平成二十五年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。
- (大阪府文化振興条例の一部改正)
- 2 大阪府文化振興条例(平成十七年大阪府条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後		改正前
	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 大阪府市文化振興会議への諮問等(第七条・第八条)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>附則</p>		<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 大阪府文化振興会議への諮問等(第七条・第八条)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>附則</p>
	<p>文化は、人類の英知の積重ねにより生み出される貴重な財産であり、先人が培ってきた文化を継承し、発展させるとともに、多様な文化を受容しながら、新たな文化を創造し次世代へと引き継いでいくことは、私たちの願いであり、責務である。大阪は、いにしえより、難波の宮の時代を経て現代に至るまで、東アジアをはじめとする諸外国の文明や文化の交流のための表玄関として、わが国の文化の形成に極めて重要な役割を果たすとともに、多様な文化を積極的に受け入れることにより、上方文化をはじめとする独自の文化を育み、府民はこれを誇りとしてきた。</p> <p>少子高齢社会の到来や価値観の多様化に伴い、社会の構造が大きく変化している中で、人々の個性、心の豊かさ、人と人とのきずなやお互いの人権を大切にす地域社会づくりが必要である。また、国際化や情報化が急速に進展する中、魅力と存在感のある都市づくりが必要である。</p> <p>このためには、文化の力により、人々の感性や表現力を高め、社会参加や交流を促すとともに、創造力豊かな人材を育成していかなければならない。</p> <p>さらに、まちを魅力的でにぎわいのあるものとするために、新たな文化や産業が次々と生まれるような創造的活動が活発に行われる土壌づくりを行うとともに、世界に向けての情報の発信力を持たなければならない。</p>		<p>文化は、人類の英知の積重ねにより生み出される貴重な財産であり、先人が培ってきた文化を継承し、発展させるとともに、多様な文化を受容しながら、新たな文化を創造し次世代へと引き継いでいくことは、私たちの願いであり、責務である。大阪は、いにしえより、難波の宮の時代を経て現代に至るまで、東アジアをはじめとする諸外国の文明や文化の交流のための表玄関として、わが国の文化の形成に極めて重要な役割を果たすとともに、多様な文化を積極的に受け入れることにより、上方文化をはじめとする独自の文化を育み、府民はこれを誇りとしてきた。</p> <p>少子高齢社会の到来や価値観の多様化に伴い、社会の構造が大きく変化している中で、人々の個性、心の豊かさ、人と人とのきずなやお互いの人権を大切にす地域社会づくりが必要である。また、国際化や情報化が急速に進展する中、魅力と存在感のある都市づくりが必要である。</p> <p>このためには、文化の力により、人々の感性や表現力を高め、社会参加や交流を促すとともに、創造力豊かな人材を育成していかなければならない。</p> <p>さらに、まちを魅力的でにぎわいのあるものとするために、新たな文化や産業が次々と生まれるような創造的活動が活発に行われる土壌づくりを行うとともに、世界に向けての情報の発信力を持たなければならない。</p>

ここに、誰もが生きがいをもって幸せに暮らすことができ、活力あふれる大阪づくりに向けて、府、府民及び事業者が協働して、文化の振興に力強く取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第一条 この条例は、文化が人々の生きがい及び創造力の源泉であることに鑑み、文化の振興に關し、基本理念を定め、府の責務並びに府民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に關する施策の基本となる事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に、文化の振興を推進し、もって心豊かで潤いのある府民生活を実現し、個性豊かで活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、府民が等しく、文化を身近なものとして感じ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 (略)

3 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の自主的かつ主体的な活動が、文化を創造し、保存し、及び継承していくための原動力となることに鑑み、これらの人々の活動を支援することにも、大阪の文化を担う人材の育成が図られなければならない。

4-7 (略)

#### (府の責務)

第三条 (略)

2 府は、文化の振興を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が文化の振興に關する施策を実施しようとする場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 大阪府市文化振興会議への諮問等

#### (大阪府市文化振興会議への諮問)

第七条 知事は、あらかじめ、次に掲げる事項に關して、大阪府市文化振興会議に諮問し、その意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

#### (スポーツ文化の振興)

第十三条 府は、スポーツが、人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流等を促進する文化的な役割を果たしていることに鑑み、府民がスポーツに親しみ、楽しむことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (学術文化の振興)

ここに、誰もが生きがいをもって幸せに暮らすことができ、活力あふれる大阪づくりに向けて、府、府民及び事業者が協働して、文化の振興に力強く取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第一条 この条例は、文化が人々の生きがい及び創造力の源泉であることにかんがみ、文化の振興に關し、基本理念を定め、府の責務並びに府民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に關する施策の基本となる事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に、文化の振興を推進し、もって心豊かで潤いのある府民生活を実現し、個性豊かで活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、府民が等しく、文化を身近なものとして感じ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 (略)

3 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の自主的かつ主体的な活動が、文化を創造し、保存し、及び継承していくための原動力となることにかんがみ、これらの人々の活動を支援することにも、大阪の文化を担う人材の育成が図られなければならない。

4-7 (略)

#### (府の責務)

第三条 (略)

2 府は、文化の振興を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が文化の振興に關する施策を実施しようとする場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 大阪府文化振興会議への諮問等

#### (大阪府文化振興会議への諮問)

第七条 知事は、あらかじめ、次に掲げる事項に關して、大阪府文化振興会議に諮問し、その意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

#### (スポーツ文化の振興)

第十三条 府は、スポーツが、人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流等を促進する文化的な役割を果たしていることにかんがみ、府民がスポーツに親しみ、楽しむことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (学術文化の振興)



第十四条 府は、学術が文化の振興の基盤をなすことに鑑み、学術の研究の振興に努めるものとする。

(都市の景観等の活用等)

第十六条 府は、風格ある都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことに鑑み、府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造及び保全を図るとともに、これらを活用するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十四条 府は、学術が文化の振興の基盤をなすことにかんがみ、学術の研究の振興に努めるものとする。

(都市の景観等の活用等)

第十六条 府は、風格ある都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことにかんがみ、府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造及び保全を図るとともに、これらを活用するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

「大阪府教育振興基本計画(素案)」に対する主なご意見と大阪府・大阪府教育委員会の考え方

○募集期間  
平成24年12月26日(水曜日)から平成25年1月25日(金曜日)まで

○募集方法  
郵便、フアクシミリ、電子申請

○提出人数及び意見数

意見提出人数	158(人・団体)
総意見数	279件
同趣旨の意見を集約した意見数	133件

○主なご意見と大阪府・大阪府教育委員会の考え方  
教育予算の増額など教育条件の整備を。

<p>「国際化」に適応した人材とは、異文化理解を基本とし、幅広い教養と視野に立ち、発信していくことのできる人材。グローバル化、国際化の教育のあり方を再考するべき。</p>	<p>グローバル化社会においては、コミュニケーション能力のみならず、異文化理解や幅広い教養を身に付けることが必要とされており、国際理解教育や多文化共生の取組みを引き続き推進するとともに、「基礎・基本」の確実な定着と「活用する力」の育成、英語教育の推進に取り組みこととしております。</p>
<p>教育行政と福祉行政ならびに労働行政との連携など行政機関の総体で課題解決にむけてとりくむ「教育の総合事業化」が求められている。</p>	<p>本計画は教育委員会のみならず、知事が教育委員会と協議を行い、大阪府トータルとして策定するものであり、教育・福祉・労働等の関係部門が連携して取り組むものです。</p>
<p>きめ細やかな指導・支援をするため、少人数学級編制をすすめてください。</p>	<p>少人数学級編制の推進については、重点取組①に記載しております。今後、国の動向を見極めながら、少人数・習熟度別指導の効果検証と併せて、検討を行います。</p>
<p>英語によるコミュニケーションのためには、まずは「日本語で」自分の考えや意見を正確に伝えられる生徒を育てることが必要であり、日本語教育の充実と行政支援の充実を記載するべき。</p>	<p>「自分の考えや意見を正確に伝えること」はあらゆる教科で必要であり、重点取組②において「言語活動の充実を図る指導の充実」に取り組みこととしております。</p>
<p>高校教育をいわゆる「適格者主義」にもとづき実施する時代ではない。「能力」の記載を削除していただきたい。</p>	<p>基本方針2(1)の基本的方向について修正いたしました。</p>
<p>中高運携について記載するべき。</p>	<p>基本方針11において、生徒一人ひとりの育ちの継続的・系統的な支援や学びの連続性を図るため、校種間運携に取り組むことを記載いたしました。</p>
<p>府立学校におけるアスベスト対策に触れる必要がある。</p>	<p>施設整備にあたっては、アスベスト等の安全対策などにも配慮する旨を基本方針8重点取組⑯に記載することとしました。</p>

<p>公立高校の統廃合はやめてください。</p>	<p>生徒数減少の動向と府立高校への志願状況の変化も見据えながら、これまでの特色づくりの検証や社会のニーズを踏まえた教育内容の充実と、就学機会の確保を前提とした効果的かつ効率的な学校の配置を両輪として、活力ある学校づくりをめざした再編整備を計画的に推進してまいります。</p>
<p>3年連続で定員割れの高校を再編整備の対象にすることはやめてください。</p>	<p>志願者が3年連続して定員に満たない状況が生じた場合は、府立学校条例の規定を踏まえ、改善の見込み等について十分見極めながら、再編整備などの対応について判断してまいります。</p>
<p>支援学校の過大・過密の解消のために新校整備を進めてください。</p>	<p>ご意見の趣旨は、重点取組⑮「府立支援学校の教育環境の整備」に盛り込ませていただいております。</p>
<p>体罰・いじめによる自殺の再発防止の方針を明確に。</p>	<p>いじめ、体罰は決して許されるものではありません。いじめ解消に向けた取組みを推進するとともに、体罰の防止に向けた学校体制の確立に取り組みます。児童・生徒の悩みや不安等に対応するための教育相談体制の充実とあわせて、基本方針4の重点取組⑳㉑にお示しさせていただきました。</p>
<p>中学生の体づくりのためにも自校方式での給食が必要。</p>	<p>中学校給食については、設置者である市町村が、それぞれの地域の実情にあわせ、効率的・効果的に取り組んでいただくことが必要であると考えており、実施方式についても市町村における議会等での議論を踏まえ決定されるものと考えます。</p>
<p>教職員を増やしてください。</p>	<p>学校現場を支える教職員の確保が不可欠であることから、各学校が抱える課題とその具体的な取組に対して、効果的・重点的な教員の配置に努めているところです。</p>
<p>部活だけでなくいかなる指導の時も体罰は禁止するよう徹底してください。</p>	<p>すべての教育活動において、体罰は決して許されないものであることから、これまでも管理職を含めすべての教職員に対して体罰防止について周知するとともに、体罰を許さない学校づくりについて取り上げてきたところですが、体罰根絶に向け、引き続き研修を行っています。</p>
<p>教員を査定する授業アンケートは、教員と保護者・子どもの信頼関係をこわすので、本格実施をやめるべき。</p>	<p>授業アンケートは、これまでからも府内の各公立学校において教員の授業力向上を目的として実施されてきたところであり、アンケート結果を教員にフィードバックすることで、教員自らが授業改善に取り組んでまいりました。</p> <p>今後、これまでの教員の授業力向上や授業改善という目的に加え、授業アンケートの結果を教員評価にも活用することで、指導育成が充実するとともに、これまで以上に客観的な視点からの評価が可能になるものと考えております。</p>
<p>大阪は全国と比べて学校耐震化が遅れている。早急に対策を立ててください。</p>	<p>基本方針8の中で、府立学校については平成26年度末までに耐震化率100%を達成することとしています。</p> <p>また、公立の小・中学校の耐震化については、設置者である市町村に国の補助制度を活用して整備を進めるよう働きかけするなどしております。</p>